

くらしに役立つお金と生活の知恵を学ぶ

知るぽると

金融広報中央委員会

くらし塾 きんゆう塾

vol.48
2019春号

インタビュー 内野聖陽 俳優

手間をかければ結果につながる。役づくりの労力は惜しまない

配偶者が亡くなった際の“お金”に関わる手続きとポイント

身に覚えのない訴訟告知が！ 公的機関を装った「ハガキ架空請求」が急増
どんな点に注意すべき？ シングル世帯の人生設計

こいのぼりの里まつり（群馬県館林市・鶴生田川）



02 インタビュー

06 教えて！ 知るほどと
知っておきたい
配偶者が亡くなった際の
“お金”に関わる手続きとポイント

09 マンガ「わたしはダマサレナイ!!」
法務省や裁判所から
身に覚えのない訴訟告知が！
公的機関を装った
「ハガキ架空請求」が急増

12 暮らしに活かす行動経済学④
『ナッジを通して見る行動経済学の未来』
依田高典
京都大学大学院経済学研究科教授

15 そこが知りたい くらしの金融知識
どんな点に注意すべき？
シングル世帯の人生設計

20 「知るほどと」の刊行物
中学生用金融教育教材
社会科(公民的分野)
「私たち中学生で会社をつくろう」の
ご紹介

22 特別レポート
第15回 金融教育に関する
小論文・実践報告コンクール表彰式

26 誌上セミナー
他人事ではない多重債務問題。
その現状と要因、対策を知り、
自分らしい豊かな暮らしを考えよう

28 知るほどとNEWS
中学生・高校生を対象とする
作文・小論文コンクール
入賞作品のご紹介

29 まなびや訪問
愛媛県内子町立天神小学校

30 おたよりコーナー
漢字矢印パズル

31 都道府県金融広報委員会一覧
編集後記

表紙写真
「こいのぼりの里まつり」(撮影：小川秀一)
群馬県館林市で毎年3月下旬から5月上旬ごろまで行われる「こいのぼりの里まつり」。市内5カ所の会場に飾られるこいのぼりの総数は、大小4,000匹以上に及びます。メイン会場となる鶴生田川にはとくに多くのこいのぼりが飾られ、その壯観な光景を見ようとたくさんの人々が訪れます。また、3月下旬から4月上旬ごろまでは「館林さくらまつり」も開催され、川の両岸に咲き誇る桜と、その間を泳ぐ数えきれないほどのこいのぼりを同時に楽しむことができます。

大学の英語劇で知った 自己表現の面白さ

豪快でワイルドな役どころの多い内野聖陽さんですが、意外にも「子どものころは人見知りで引っ込み思案だった」といいます。「みんなが騒いでいるのを遠巻きに見ているような子どもで、人前で何かをするのは大の苦手でしたから」と内野さん。

芝居に目覚めたのは早稲田大学政治経済学部に入学してからのこと。入部した英語サークルはディベート（弁論）やドラマ（演劇）などの部門に分かれています。そこで内野さんはドラマを選択します。

朝ドラで人気俳優へ そして、父への思い

文学座で演技の勉強をしながら、1993年、内野さんはドラマ『街角』に主演します。

やがて、大学の先輩から勧められて、

数々の名優を輩出する劇団、文学座の附属演劇研究所の門を叩くことになります。

インタビュー

内野聖陽さん

俳優

大河ドラマ『風林火山』で演じた軍師・山本勘助や『真田丸』の徳川家康、ドラマ『JIN-仁-』の坂本龍馬や『臨場』の検視官・倉石義男など、豪快で破天荒な人物から織細さを秘めた役柄まで巧みに演じる俳優・内野聖陽さん。

徹底的に役と向き合う真摯な姿勢や仕事観、人生観について、熱く語っていただきました。

「たまたま英語で芝居することになったのですが、やってみたら先輩に『なかなか面白い』と見込まれて、それで味を占めてしまつた（笑）。今考えてみると、自分の中に自己表現をしたい強い欲求があったのだと思います。実家はお寺で、そ

「これが僕の実質的なデビュー作です。著名な俳優を一切使わず、駆け出しの役者ばかりを使うという趣旨の作品だったのです。監督には現場でずいぶんしごかれました。あのときはかなり悔しい思いしましたが、叱咤激励してくださった監督は今でも僕の大切な恩師です。劇団文学座で学んだこともたくさんあります。僕の場合、どちらかといえば現場で揉まれながら鍛えられていった感じでしたね」。

内野さんの存在を広く世間に知らしめたのが、1996年放映の朝の連続テレビ小説『ふたりっ子』です。主人公のライバルとなる将棋棋士で、のちに結婚相手となる重要な役どころを演じ大きな注目を集めました。

「そのときは部屋がいっぱいになるくらいファンレターが届きました。あらためて朝ドラの影響力はすごいな」と驚いたそうですが、人気者になつていくことよりも、内野さんは気になつてることがあ

ります。

文学座で演技の勉強をしながら、1993年、内野さんはドラマ『街角』に主演します。

「そのときは部屋がいっぱいになるくらいファンレターが届きました。あらためて朝ドラの影響力はすごいな」と驚いたそうですが、人気者になつていくことよりも、内野さんは気になつてることがあ

人間の生々しさを
リアルに演じるために





1999年には読売演劇大賞の最優秀男優賞を立て続けに受賞したとき、内野さんはその賞金を持って父親に会いに行きました。「もともと口数の多い人ではないし、とくにほめてくれたわけではなかった」そうですが、内野さんが俳優として高く評価されたことを、きっと誰よりも喜び、認めていたであろうことは想像に難くありません。

仕事に対する態度は慎重派 事前の準備は怠らない

俳優として順風満帆にキャリアを積み重ね、怖いものなしのように見える内野さんですが、仕事に対する「慎重派」だと自己分析します。「負けたくない、失敗したくない」という気持ちが強いので、現場に入る前にさまざまなかげースを想定して考え過ぎてしまふこともあります。大河ドラマ『真田丸』で、脚本を手がけた三谷幸喜さんは徳川家康をかなりの慎重派として描かれましたが、あれは僕の性分を三谷さんが見抜いて役どころに反映させたのではないかと思っています。

現場に入ってしまえば、「やるしかない」という気持ちで突き進むのですが、とにかく事前にできることはすべて準備しています。自分が役者になつたことで、父をはじめ多くの人たちを裏切ってしまったという気持ちは今でもあります。だからこそ、中途半端なことはできないという意識が常にありますね」。

以上の絶望感を与えてしまつたと思つてます。自分が役者になつたことで、父をはじめ多くの人たちを裏切つてしまつたという気持ちは今でもあります。だから父に証明したかったのです。そういう意味でも朝ドラに出演できたことの意味は大きかったです。父には、僕が想像する

「寺を継いでほしい」という父の期待に背いて役者の道に進んでしまつたので、『役者としてやつていいける』ということをいち早く父に証明したかったのです。そういう意味でも朝ドラに出演できたことの意味は大きかったです。父には、僕が想像する

馬に乗つて弓を射る練習をしたうえで、撮影に臨みました。実在の人物を演じる際は、資料を徹底的に調べ尽くして、自分なりの人物像を構築していきます。

僕らの仕事は、手間や時間をかけた分だけ結果に反映されます。僕は、器用か不器用かでいえば確実に不器用な人間です。器用な人が簡単にできることでも、かなり努力をしないとできないという自覚があります。だからこそ、手間と時間を惜しまず取り組むしかないのでしょう。内野さんのこうした取り組み姿勢は、ドラマ『JIN-仁』の坂本龍馬役でも顕著でした。

「演じるからには、龍馬の故郷・高知に行かなければと思って、何度も自費で現地に足を運びました。僕は役づくりに関する自分への投資は惜しまないので(笑)。高知弁が飛び交う夜の酒場で耳をそば立てていたら、あるとき、『内野さんですね?』と気づかれてしまい、そこからは『この言葉はどう発音するんですか?』などと質問しながら地元の人たちと仲良くなりました。うれしかったのは、地元の人たちが僕の演じた龍馬を見て、『高知出身ではないのに、あんなにリアルに高知弁をしゃべってくれるなんて』といつてくださいましたこと。方言はその土地に根づいた文化です。よそ者がその文化を自分の体の中に取り入れるのは簡単なことではありません。その苦労が報われたような気がして、とてもうれしかったですね」。

役づくりの労力は惜しまない

私たち歴史上の人物について、文献などでその功績を知ることはできます。しかし、生身の俳優がその人物を目の前で演じることによって、聴衆は、その時代に生きた人たちの息吹をよりリアルに感じることができます。

「ヒリヒリするような、ときにはゾッとするような人間の生きしさをいかにリアルに表現し見せられるのかが、役者にとっていちばん大事な使命だと僕は思っています。中途半端な芝居を見るぐらいであれば、本や漫画を読んだほうが想像が膨らみます。実写でやる以上、生身の役者が持つ説得力を限界まで發揮すべきです」。

テレビや映画でさまざまな役を演じる一方で、内野さんは毎年のように舞台にも立ち続けています。そこには「舞台が自分の原点」との思いがあるからといいます。

「舞台には、テレビや映画にはないライブならではの興奮や熱狂があります。もちろん舞台上にも演出家がいて、稽古で芝居を演出されるわけですが、ひとたび幕が上がってしまえば、幕が下りるまでは役者の力量に任される部分が大きい。役者の放つ熱が見る人の人生を変えるほどの影響力を持つこともあるし、役者自身も自分が思つてもいなかつた高いレベルの芝居ができることがある。その日、そ

の瞬間にしか生まれないものが舞台にはあります。

はラッキーですし、演じられた役者もラッキーです。役者は舞台を捨てたら終わりだという気がしますね」。

何度舞台に立つても、「初日の開演のベルが鳴る瞬間は今でもすごく震える」という内野さん。「でも、その身が引き締まるような緊張感が舞台のよさでもあります。それだけ集中するからこそいいものができます。寿命は縮まるかもしれません(笑)。自分で想定できるようなものは大したものではなく、想定外のものが出てこなければ面白くない。そこまで自分を追い込んで舞台を作つていただきたいですし、お客様も役者が命がけで取り組んでいる姿を見たいと思っているはず。そのためには役者がどれだけ苦しむかが大事なのです」。

自分を追い込み 新たな挑戦を続ける

ストイックに自分を追い込み、演技に挑む内野さんですが、仕事と仕事の合間の休みには、なるべく演技のことは忘れて過ごすようにしているのだとか。「1人

でフラツと海外旅行に行くこともありますし、違う業界の人と会うことも多いですね。お酒を飲むのは好きなのですが、

今は次の作品のために一切やめています。この仕事は、のんびりする時期と緊迫する時期との差が激しいんですよ。僕は『戦争と平和』と呼んでいますが(笑)、今は戦闘モードに入っています」。

2018年9月に50歳を迎えた大人の男の色気や哀感を醸し出す俳優として演じる役柄もますます広がりそうですが、ご自身は「50歳だからこういう役を演じたいといった思いはない」といいます。「役者の仕事というのはご縁だと思います。いくら自分はこんな役をやりたいといつても、作り手側が『この役は合わない』とか『まだ早い』、『もう遅い』と判断するものです。その時々、お声がかかった縁のある役に対して、求められている以上の中にして表現する。役者の仕事は、一つひとつが次の通行手形みたいなものだと思います。一つひとつ真剣勝負でやつていかなければ、次はないのです」。

とはいってはかなり違う」そうです。「50歳になつて、どこか吹っ切れた気がしますね。おじさんとして図々しくいこうかなと思います(笑)、これからはくたびれた役もできるかなと思っています。常に変化球を投げたいというか、違う自分を見てみたいという欲望が強いので、今まで演じたことのない役、自分から遠い

それがちです。芸術に勝ち負けはないとう考え方もありますが、負けたくないという闘争心を持っていたほうが絶対にクリティカルが上がっていきます。其演者に自分よりうまい役者があれば、絶対に負けられないと思う。激しいバトルがあったほうが監督や演出家も喜ぶし、結果として見る人にとって面白いものになるはずです。若いころと違い、周りからあれこれいつてもらえなくなりますから、自分で自分のハードルを高くしていくしかない。だから、『ここまでやらなければ、この先の役者人生はない』、『ここで自分の思う表現ができなかつたらあとはない』という追い込み方をしてしまうのです。その姿勢は、これからも変わらないと思います」。

どんな役に対してもとことん真摯に向き合う内野さん。これからも私たちにさまざまな人間のリアルな生きざまを見せてくれるでしょう。



内野聖陽 うちの・せいよう

1968年生まれ。神奈川県出身。早稲田大学政治経済学部卒業。大学在学中、英語サークルで英語劇の舞台に立つ。1996年、朝の連続テレビ小説『ふたりっ子』で注目を集め、舞台『みみず』、『カストリエレジー』などの演技が評価され、1998年に紀伊国屋演劇賞個人賞、1999年には読売演劇大賞最優秀男優賞を受賞。2006年には舞台『ベガーズ・オペラ』、『エリザベート』で菊田一夫演劇賞を受賞。ドラマ『風林火山』、『JIN-仁-』、『臨場』、『ブラックペアン』、映画『海難1890』など、多数の作品に出演。

知っておきたい 配偶者が亡くなった際の “お金”に関する手続きとポイント



配偶者が亡くなりました。 お金に関してどのような手続きが必要なのでしょうか？

今回のご質問

配偶者や家族などの身内が亡くなった際には、「死亡届」といった自治体への届け出はもとより、社会保険に関するものから銀行口座や証券口座など、金融資産に関わるものまで多岐にわたる手続きを期限内に進める必要があります。今号では、配偶者が亡くなった後の生活に欠かせない“お金”に関する各種手続きとそのポイントについて解説します。

監修／一色徹太（CFP®認定者）

はじめに 遺族の生活を守る届け出や手続き

配偶者が亡くなり、通夜、葬儀を終えていますが、多くの人にとって、配偶者を亡くす経験は一生に一度あるかないかの出来事。何をすればいいのか分からなくて当然です。しかし、年金や保険など残された家族の生活を守るために必要である以上、深い悲しみのなかでも、届け出や手続きを進めないわけにはいきません。しかも、さまざまな書類を準備する必要があるほか、期限が設定されているものも多いため、注意が必要です。

社会保障に関する手続き

まずは、健康保険や公的年金といった社会保障に関する手続きをみていきましょう。

(1) 健康保険

故人が自営業者などの国民健康保険加入者であった場合は、亡くなった日から14日以内に、住民票のある市区町村役場に書類（資格喪失届）を提出し、健康保険証を返却する必要があります【図表1】。

(2) 公的年金

配偶者が仮に年金受給者である場合、①「年金受給の停止」、②「未支給年金の請求」、③「遺族年金や寡婦年金、死亡一時金の請求」の三つの手続きが必要となります【図表2】。

1. 故人が世帯主でその配偶者も国民健康保険に加入していた場合では、新しい世帯主に名義を書き換えた健康保険証を発行してもらう必要があります。一方、故人が会社員であった場合、本的には勤めていた会社が死亡退職手続

まず、①年金受給を停止するために、亡くなった日から14日以内（国民年金の場合）、または10日以内（厚生年金の場合）に、年金事務所または年金相談センターに「年金受給権者死亡届」を提出する必要があります。停止を怠ると不正受給に

【図表1】国民健康保険に関する手続き

書類名称	国民健康保険資格喪失届
その他 必要書類 など	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡の事実を証明する書類（死亡診断書の写しなど） ・国民健康保険証 ・（そのほか、必要に応じて）限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証など
提出先	・住民票のある市区町村役場
期限	・亡くなった日から14日以内

出所：監修者作成

【図表2】公的年金に関わる手続き

手続き	年金受給の停止	未支給年金の請求	遺族年金の請求	寡婦年金・死亡一時金の請求
書類名称	年金受給権者死亡届(報告書)	未支給【年金・保険給付】請求書	年金請求書(国民年金遺族基礎年金) 年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)	国民年金寡婦年金裁定請求書(寡婦年金) 国民年金死亡一時金請求書(死亡一時金)
その他必要書類など	・年金証書 ・死亡の事実を証明する書類(死亡診断書の写しなど) ・生計同一の確認書類(故人の除住民票と世帯全員の住民票の写し) ・受取りを希望する金融機関の預金通帳の写し ・(故人と請求者が別世帯の場合)生計同一関係に関する申立書など	・年金証書 ・故人と請求者の身分関係を証明する書類(戸籍謄本など) ・生計同一の確認書類(故人の除住民票と世帯全員の住民票の写し) ・受取りを希望する金融機関の預金通帳の写し ・請求者の収入が確認できる書類 ・(そのほか、必要に応じて)在学証明書、学生証など	・年金手帳 ・死亡の事実を証明する書類(死亡診断書の写しなど) ・故人と請求者の身分関係を証明する書類(戸籍謄本など) ・生計同一の確認書類(故人の除住民票と世帯全員の住民票の写し) ・受取りを希望する金融機関の預金通帳の写し ・(寡婦年金の場合) ・請求者の収入が確認できる書類 ・受取りを希望する金融機関の預金通帳の写し	・年金手帳 ・(寡婦年金の場合) ・年金証書 ・故人と請求者の身分関係を証明する書類(戸籍謄本など) ・生計同一の確認書類(故人の除住民票と世帯全員の住民票の写し) ・(寡婦年金の場合) ・請求者の収入が確認できる書類 ・受取りを希望する金融機関の預金通帳の写し
提出先	・年金事務所または年金相談センター	・年金事務所または年金相談センター	・(遺族基礎年金) 住民票のある市区町村役場 ・(上記以外) 年金事務所または年金相談センター	・住民票のある市区町村役場、年金事務所または年金相談センター
期限	・(国民年金) 亡くなった日から14日以内 ・(厚生年金) 亡くなった日から10日以内	・亡くなった日の翌日から5年以内	・亡くなった日の翌日から5年以内	・(寡婦年金) 亡くなった日の翌日から5年以内 ・(死亡一時金) 亡くなった日の翌日から2年以内

出所：日本年金機構の資料を基に監修者作成

なり、後日、返還などの手続きが発生してしまうため、注意しましょう。
また、②年金は2カ月に一度(偶数月の15日)、前2カ月分が支給されます。

故人と生計を同じくしていた遺族は、亡くなった月分までの年金(未支給年金)を受給できます。年金受給の停止手続き時に合わせて「未支給【年金・保険給付】」

請求書」を提出するとよいでしょう。

さらに、③遺族年金を受給するためには、故人に生計を維持されていたこと、

が必要になるほか、生命保険(死亡保険)の請求といった手続きも必要です【図表3】。

金融資産に関わる手続き

故人に預貯金や有価証券(公社債、株式、投資信託)などの金融資産がある場合には、名義変更・解約といった手続き

消滅時効については、未支給年金・遺族年金・寡婦年金は亡くなった日の翌日から5年、死亡一時金は亡くなった日の翌日から2年です。時效にかかると受給できなくなることがありますので、注意しましょう。

寡婦年金と死亡一時金の両方を受給できる権利がある場合でも、どちらか一方しか支給されません。

まず、金融機関は口座名義人が死亡したことを知ると、ただちに預貯金口座を凍結し、払出しができなくなるので注意が必要です。ただし、相続人全員が同意していることが分かる書面などを用意すれば、払出しに応じてもらえる場合があります。必要な書面は金融機関によつて異なるため、必ずそれぞれに確認しまし

【図表3】金融資産に関わる手続き

手続き	預貯金口座の名義変更・解約など、証券口座の移管		生命保険の保険金請求
	遺言書がある場合	遺産分割協議書がある場合	
提出書類	・遺言書の写し ・(公正証書遺言以外の場合) 検認調書または検認済証明書の写し ・(遺言執行者がいる場合)遺言執行者の印鑑証明書 ・死亡の事実を証明する書類(死亡診断書の写しなど) ・預金や証券を相続する人の印鑑証明書	・遺産分割協議書(原本) ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・相続人全員の印鑑証明書	・保険金請求書 ・死亡診断書(または死体検査書)の写し ・請求者の本人確認資料の写し
期限	・なるべく早く		・亡くなった日の翌日から3年以内

※あくまで一般的な例であり、金融機関によって提出書類は異なるため、事前の確認が必要

出所：監修者作成

(1) 預貯金口座

まず、金融機関は口座名義人が死亡していることが分かる書面などを用意すれば、払出しに応じてもらえる場合があります。必要な書面は金融機関によつて異なるため、必ずそれぞれに確認しまし

よう。

なお、民法改正により「預貯金の仮払制度」が新設されます（2019年7月1日より施行予定）。これにより、金額には一定の制限があるものの、遺産分割前でも払出しができるようになります。

相続人のうち、誰がどの財産をどれだけ相続するかが決まった後に、故人の預貯金口座の名義変更・解約などの手続きを行います。届出書の書式や提出書類は、金融機関によって異なります。遺言書がある場合と遺産分割協議書がある場合とでも必要な書類は変わります。

なお、遺言書がない場合は相続人全員の同意書が必要であり、時間を要するところもあるため、手続きの期限は決められています。

(2) 証券口座

株式や投資信託を相続人が引き継ぐ場合は、名義変更はできず、相続人の口座へ移管する必要があるため、相続人は同じ金融機関に証券口座を保有している必要があります。遺言書や遺産分割協議書の有無によって必要書類が異なる点は預貯金口座と同様です。

また(1)の預貯金口座と同様に、一般的に期限は決められていません。しかし、値動きのある株式などが含まれる場合は、価格が大きく変動しないうちに、できるだけ早く手続きを行うとよいでしょう。

(3) 生命保険

故人が生命保険に加入しており、配偶者が保険金受取人となつていれば、生命保険金（死亡保険金）の請求を行いますが、基本的に保険金請求書、死亡診断書（または死体検査書）の写し、請求者の本人確認資料の写しの3点です。

生命保険の保険金請求の消滅時効は、保険法で亡くなつた日の翌日から3年と定められています。年金と同じく、時効にかかると保険金を受給できなくなる場合があるので、注意しましょう。

所得税の確定申告、相続税などの税金に関する手続き

確定申告の必要がある人が亡くなつた場合には、相続人が代わって所得税の確定申告を行なう必要があります。これを「準確定申告」といいます。1月1日から死亡日までの所得金額および税額を計算し、申告と納税をしなければなりません。

申請先は、故人の納税地（一般的には住所地）の所轄税務署です。相続人が2人以上いる場合は、連署により準確定申告書を提出します。ほかの相続人の氏名を付記して各人が別々に提出することもできますが、この場合、当該申告書を提出した相続人は、ほかの相続人に申告した

内容を通知する必要があります。

準確定申告は、相続の開始があつたことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。確定申告をしなければならない人が翌年の1月1日から確定申告期限（原則として翌年3月15日）までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合、前年分、本年分ともに同じ期限内に申告と納税が必要です。

また、相続税の申告・納税についても検討しなければなりません。相続税がかかるかどうかは、相続財産の多寡や相続する人の数などによつて決まります。自分で確認することが難しい場合は、税理士や弁護士など専門家に相談するのも一つの手です。

相続税の申告が必要な場合は、相続の開始があつたことを知った日の翌日から10ヶ月以内に相続税を納付する必要があります。

生前に意思を伝えておくことも大事

ここまで、社会保障や金融資産、税金に関する各種手続きを確認してきました。注意したいのは、期限が設定されている手続きが少なくないということです。

【図表4】各種手続きのスケジュール
〔図表4〕

厚生年金の死亡届提出	亡くなつてから10日以内
国民年金の死亡届提出	亡くなつてから14日以内
健康保険の資格喪失手続き	亡くなつてから14日以内
故人の確定申告（準確定申告）	相続の開始があつたことを知った日の翌日から4ヶ月以内
相続税の納付	相続の開始があつたことを知った日の翌日から10ヶ月以内
生命保険の保険金請求	消滅時効3年
未支給年金の請求	消滅時効5年
遺族年金の請求	消滅時効5年

出所：監修者作成

ただでさえ多くの手続きがあるなかで、期限の有無や日数がバラバラなため、です。

自分が亡くなつた後の配偶者の負担を和らげるために、エンディングノートなどで生前に意思を伝えておくことも一案です。

わたしは

第44話

ダマサレナイ!!

法務省や裁判所から身に覚えのない訴訟告知が！

公的機関を装った「ハガキ架空請求」が急増



このコーナーで紹介するマンガは、実際に起きた事件を基に、「だましのシーン」を再現したものです。
「私だけは大丈夫」なんて甘く考えていませんか？ 実はそう考える人こそ被害にあいやすいのです。

監修／大井菜子 NACS（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）消費者相談室 マンガ／まきのこうじ



POINT!
ハガキ
2 無視すると訴訟になるのでは?
消費者の不安をあおる基本手口

手口のほとんどは「地方裁判所管理局」や「法務省管轄支局○○センター」など、公的機関にありそうな名称で、ハガキや封書が届きます。内容も、「料金未払いに関する民事訴訟として訴状が提出された」といったようなことが記載されています。

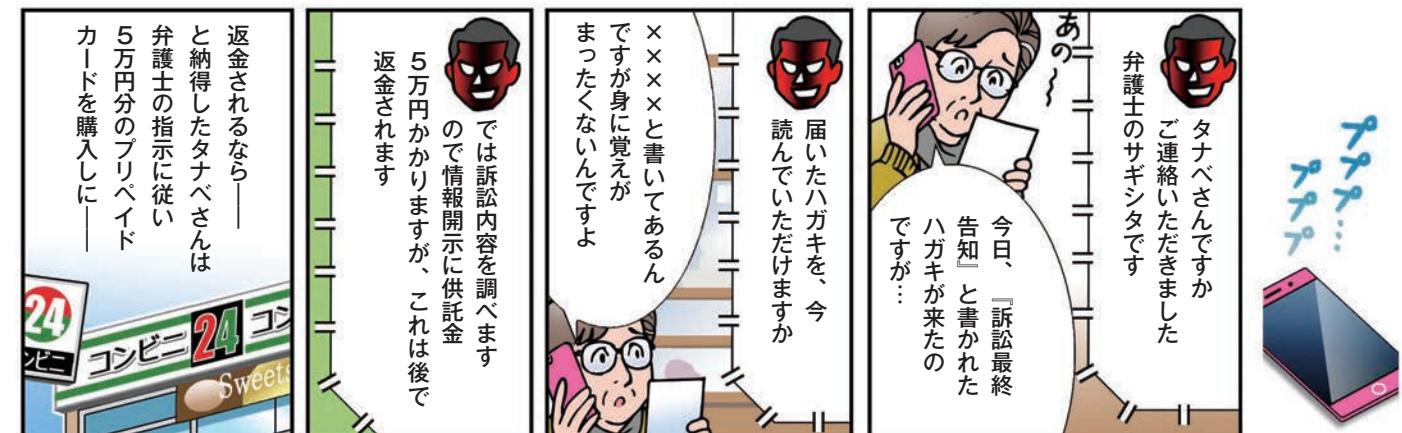
身に覚えがなく、「総合消費料金」「特定消費料金」など耳にしたことのない架空の料金名に疑問を抱きながらも、「ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に払ふところ」といふ文面に「無視すると訴えられ、金銭の支払いを命じられてしまうのでは？」と不安になつ

その大きな特徴として、ハガキの差出人が法務省や裁判所など公的機関もしくはそれを連想させる名称になつてることが挙げられます。公的機関を装つた請求である点が消費者に信用されやすく、さらに「訴えられる」という心理的な不安を巧みに利用した手口といえます。郵便物であり目に見える形で手元に届くため、住所や氏名を知られていると思つてしまつとも、メールやSNSと比べて請求に応じてしまいやすい要因となつています。

実際には契約していない商品やサービスを、あたかも契約しているかのように思わせて請求書を送りつけてくる架空請求。その相談件数は2017年で約19.9万件と、消費生活相談件数全体の約2割を占めるまでになつてきました。とくに増加している手口がハガキ架空請求です。2016年は約2000件だった相談件数が、2017年には約10万件へとおよそ50倍に急増しました。

9万件と、消費生活相談件数全体の約2割を占めるまでになつてきました。とくに増加している手口がハガキ架空請求です。2016年は約2000件だった相談件数が、2017年には約10万件へとおよそ50倍に急増しました。

POINT!
ハガキ
1 後を絶たない「ハガキ架空請求」
相談件数は1年間で50倍に！



大前提として、法務省が訴状を送ることはなく、裁判所が「金銭の支払いを命じる通知」を送ることもないので、従来の架空請求同様に無視してかまいません。そうはいつても、ハガキや封書が届くと不安になってしまふかもしません。その場合にも、正式な裁判手続きの通知（訴状）がどのように届くかを知つていれば、偽物の訴訟ハガキを見破ることができます。まず、正式な訴状は必ず封書で送られてきますので、ハガキの時点で偽物です。封書で送られてきた場合でも、知らないうちに郵便受けへ投げ込まれていたなら偽物

POINT! ハガキギ 3 「正式な訴状の届き方」を知つていれば怖くない！

また、金銭の支払い要求手口で最近の主流は、プリペイドカードを利用したもの。これは、高齢者を中心に行「プリペイドカードの番号を教える=金銭授受」という意識が低く、支払い要求に応じやすいため、といわれています。悪質業者にとつては振り込め詐欺のような受け子が不要、他者のアカウントで金銭のやりとりを行えるなど、足が付きにくいことも一因のようです。

さらに、裁判所が「金銭の支払いを命じる通知」を送ることもないので、従来の架空請求同様に無視してかまいません。そうはいつても、ハガキや封書が届くと不安になってしまふかもしません。その場合にも、正式な裁判手続きの通知（訴状）がどのように届くかを知つていれば、偽物の訴訟ハガキを見破ることができます。まず、正式な訴状は必ず封書で送られてきますので、ハガキの時点で偽物です。封書で送られてきた場合でも、知らないうちに郵便受けへ投げ込まれていたなら偽物

てしまします。さらに、「訴訟最終告知」、「間近に迫る訴訟取り下げ最終期日」、「連絡はご本人からのみ受付」といった内容に、誰かに相談する余裕もなく判断力を失つたまま、ハガキにある問合せ窓口に電話をしてしまいます。

問合せ窓口に訴訟内容を尋ねると「これからでは分からぬので担当弁護士を紹介します」などといわれます。紹介された弁護士に訴訟内容を尋ねると、情報開示請求といったもつともらしい名目で費用を要求されます。その費用を支払った後も、原告への示談金、示談金の上乗せなど金銭の要求が続き、消費生活センターナーなどに相談して初めて「だまされた」と気づくケースが多いようです。

訴訟取り下げ最終期日、「連絡はご本人からのみ受付」といった内容に、誰かに相談する余裕もなく判断力を失つたまま、ハガキにある問合せ窓口に電話をしてしまいます。さらに、「訴訟最終告知」、「間近に迫る訴訟取り下げ最終期日」、「連絡はご本人からのみ受付」といった内容に、誰かに相談する余裕もなく判断力を失つたまま、ハガキにある問合せ窓口に電話をしてしまいます。



万一の相談先

- ・消費者ホットライン ☎188 (「いやや!」と覚える)
- 最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。相談受付時間は相談受付先によって異なります。

参考情報

- ・消費者庁
「架空請求に関する相談の状況」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_016/pdf/caution_016_180722_0003.pdf
- 「法務省の名称を不正に使用して、架空の訴訟案件を記載したはがきにより金銭を要求する事案に関する注意喚起」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180427_0001.pdf
- ・国民生活センター
「『法務省管轄支局 国民訴訟通達センター』からの封書による架空請求は無視してください！」
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20181031_1.pdf

です（正式な訴状は、郵便局員が直接名宛人に手渡す「特殊取扱郵便」で届きます）。そして、封書の表の面には「特別送達」と記載されることも、重要なチエックポイントになります。

POINT!
ハサガキ
4 不安に思つたらまず相談！

万一、思い当たることがある場合や特別送達で届いた封書でも、用心としてそこに記載されている問合せ先には連絡せず、電話帳や消費生活センターなどで調べてから連絡しましょう。悪質業者は名簿からランダムにハガキを送つており、家まで押しかけてくることはまずありません。また、異議申立ては通常2週間ほど期間が設けられており、通知が届いても焦つて対処する必要はありません。

身に覚えがなくとも「訴えられたら恥ずかしい」などと思つてしまい、誰にも相談しないでだまされてしまつ人も少なくありません。少しでも不安を覚えたり、トラブルにあつてしまつた場合は、すぐに消費生活センターや警察に相談することがトラブル回避と解消につながります。

『ナッジを通して見る行動経済学の未来』

京都大学大学院経済学研究科 教授

依田 高典

1 ナッジで誘導する

2017年にノーベル経済学賞を授与されたシカゴ大学教授リチャード・セイラー。このセイラーが、盟友であるハーバード大学教授の法学者キャス・サンスティーンと一緒に提案した概念が「ナッジ」です。ナッジとは、「時で突つつく」という意味で、人が何かを選択する際によりよい選択につながるように促す工夫

をいいます。

ナッジの効果について、よく用いられる例は、オランダ・アムステルダムの国際空港の小便器の排水溝付近に描かれたハエの絵です。男性たちはハエの絵を狙つて、用を足すので、飛び散りが80%減りました。

そして、ナッジが最も効果を發揮した例が、臓器移植の同意です。臓器を摘出するには二つの方法があります。一つは死亡した人が生前、臓器移植に同意する意思表示している場合に限り、その臓器を摘出できる「オプトイン方式」。もう一つは、生前に反対意思を表示していない場合に摘出できる「オプトアウト方式」。日本はオプトイン方式を採用しています。

人間が合理的ならば、オプトイン方式でもオプトアウト方式でも、結果は同じになります。しかし、実際には、選択肢の初期値を表す「デフォルト」の回答を「オプトイン方式」＝「臓器移植に同意しない」にするか、「オプトアウト方式」＝「臓器移植に同意する」にするかで、結



果に大きな差が現れることが知られています。例えば、欧洲諸国では、デンマーク、ドイツ、イギリス、オランダがオプトイント方式を採用していますが、同意率は4～28%と低水準にとどまっています。他方、オプトアウト方式を採用しているスウェーデン、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、フランス、ハンガリー、オーストリアでは、同意率は86～100%ときわめて高水準です。

ナッジを実際の行動変容に活用しようとする国もあります。2008年7月、イギリスの保守党の「テーヴィツド・キャメロン」とその協力者は、行動経済学を経済政策に活用することに興味を持つてセイラーに協力を求めました。2010年5月の総選挙で保守党が勝つと、キャメロンは首相となり、イギリスの内閣府の下に、「行動洞察チーム」（通称ナッジユニット）を組織したのです。例えば、税金滞納者に税金を支払うよう催促するために、「イギリスの納税者のほとんど（90%以上）が税金を期限内に支払っている」「あなたはまだ納税していない少

数派の1人です」というメッセージを手紙で添えるというフィールド実験を行ったところ、税金の納付率が5%以上も高まつたといいます。ナッジを使えば、やり方次第では、コストをかけずとも、大きな効果が期待できるのです。

2014年時点では、136カ国が公共政策になんらかの形で、行動科学（注1）的知見を活用しているといいます。日本では、環境省が日本版ナッジ・ユニットを立ち上げ、家庭の省エネ・節電を進めています。消費者庁も、徳島市に消費者行政新未来創造オフィスを設置し、行動経済学の知見を生かした消費者教育などを展開しています。

2 情報提供型ナッジの威力

ナッジの活用は、「デフォルトをオプトアウト方式に変えるだけではあります。行動改善のために、情報を提供するのもナッジです（情報ナッジ）。ここでは、健康新聞行動における情報ナッジの研究を紹介します。

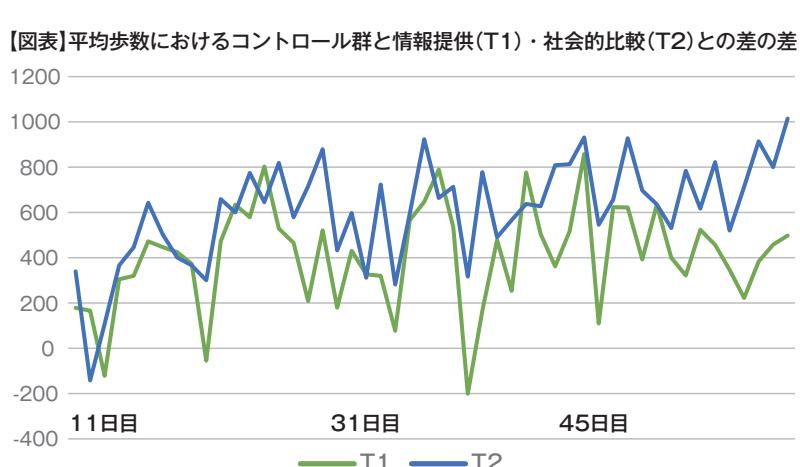
第1の情報ナッジの研究は、247人

の成人を対象に、6ヶ月間、食事を画像により記録するスマートフォン・アプリを用いて、消費者の食品選択に関する変化を検証したものです。この実験では、二つのグループのうち、一つのグループには「日々の活動結果や健康状態などをフィードバックする介入」、別のグループには「フィードバック+健康に関するテキストメッセージによる介入」という「情報提供」を行いました（参考文献[1]）。フィードバックによる介入では、果物と野菜の量、エネルギーの高い食品と糖分を含む飲料の消費量に対する評価とコメントを送信し、テキストメッセージによる介入では、レシピへのリンクや栄養情報を送信しました。

このような介入の結果、二つのグループにおいて食品の選択について有意な変化は見られませんでしたが、いずれのグループにおいても男性ではエネルギーの高い食品の消費が低下し、女性では糖分を含んだ飲料の消費量が減少し、体重の減少も観察されました。

第2の情報ナッジは、個人とほかの人との活動結果や健康状態などを比較する「社会的比較」です（参考文献[2]）。この実験では、社会的比較が「歩数の増加」に与える効果を検証するため、大学職員64人を対象に、社会的比較によるフィードバックが与えられました。具体的には、「自分の歩数がほかの人と比べてどの程度多いか少ないか」が分かる相対順位を表した情報を伝える（Webサイトでは毎日、メールでは週に2回）というものです。その結果、1日当たり1120の歩数が増加しました。

ここまで海外での研究を紹介しましたが、筆者たちの研究も紹介しましょう（参考文献[3]）。京都大学の研究チームは、京都府けいはんな学研都市で、「情報提供」と「社会的比較」の2種類の情報ナッジを用いたフィールド実験を行いました。実験参加者は、当地域に住む1099人で、ランダムに行うグループの3グループに分けました。トリーント群にはそれぞれ、①本人の1日当たりの平均歩数をフィードバック（情報提供）して行動変容の動機づけとする介入（T1）、②情報提供に加えて、本人の歩数と他の歩数を比較し、それに基づく相対順位をフィードバック（社会的比較）することで、行動変容の動機づけとする介入（T2）を行いました。



からも分かるように、「情報提供」と「社会的比較」の両グループでコントロール群よりも高い歩数がみられました。また、「情報提供」を受けたグループ（1日平均400歩ほど増加）よりも「社会的比較」を受けたグループ（同600歩ほど増加）の方が実験期間を通じて高く推移しています。どちらのグループについても、多少の変動は見られるものの、おおむね実験期間を通して効果が維持されました。

現在、著者らは、徳島市にある消費者行政新未来創造オフィスの協力の下、とくしま生協の組合員を対象にしたフィードバック（情報提供）による実験を行っています。この実験では、実験参加者は、各月の目標達成度を2ヶ月に一度通知されます。また、各参加者は事前アンケートで、健康目標（目標体重や目標運動時間など）を設定してもらいます。目標リマインダーとして、目標達成度を2ヶ月に一度通知される介入を受けます。さらに、トリーント群②は社会的比較として、本人の体重の2ヶ月間での変化をほかの実験参加者と比べる形で、2ヶ月に一度通知する介入も受けます。加えて、目標リマインダーの伝え方に、短期（2ヶ月）の目標達成度と長期（12ヶ月）の目標達成度とで区別を設けています。

本実験では、体重の変化だけではなく、食品購買データを用いることにより、ナッジにより体重が変化するメカニズムを明らかにしたいと思います。健康関連情報のみではなく、生協での購入情報を用いることで、チラシに記載した食品、健康レベルのついた食品などの購買量の変化を追うことができ、それにより「情報提供→購買行動の変化→体重の変化」と

いう体重減少のメカニズムを、明らかにしていく予定です。

3 ナッジの課題と未来

ナッジには、2種類のアプローチがあります。臓器移植では、「デフォルトを変えただけで、「自分で選択するのは面倒くさい」という人間の惰性を利用してあります。効果はありました、何かを気づかせて意識を変え、行動変容を引き起こしたわけではありません。他方、「情報提供」や「社会的比較」のナッジは、それを見た人の意識を変え、行動変容を起こすと狙つたものです。メッセージを受け取った当初は行動を変えてくれますが、やがて刺激に慣れると、効果が薄れてくるという弱点も知られています。これを「心理学では馴化」と呼びます（2019年冬号参照）。

人間はもともと、限定合理的な存在であり、必ずしも合理的に行動しない存在です。ともすれば怠け者になる人間に、行動変容を起こさせるには、二つの壁を越える必要があります。一つ目は認知バイアス（注2）の壁。多くの人は、望ましい行動変容が自分にとってどれだけの価値を持つのか、十分に理解していません。そのために、情報を与え、人間の意識を変えるのです。ここで、ナッジが役に立つと考えられています。二つ目は、スイッチングコスト（注3）に根差す惰性の壁。人間が習慣を変えようとすると、



京都大学大学院経済学研究科

教授 依田高典（いだ・たかのり）

プロフィール

1965年、新潟県生まれ。1989年、京都大学経済学部卒、1995年、京都大学大学院経済学研究科博士課程修了。博士（経済学）。現在、京都大学大学院経済学研究科教授。その間、イリノイ大学、ケンブリッジ大学、カリフオルニア大学客員研究員を歴任。専門は応用経済学。情報通信経済学、行動経済学の研究を経て、現在はフィールド実験とビッグデータ経済学の融合を取り組む。主な著書に『Broadband Economics: Lessons from Japan』（Routledge）、『スマートグリッド・エコノミクス』（有斐閣）、『プロードバンド・エコノミクス』（日本経済新聞出版社）、『行動経済学』（中公新書）、『ココロ』の経済学（ちくま新書）等がある。日本学術振興会賞、日本応用経済学会学会賞、大川財団出版賞、ドコモモバイルサイエンス奨励賞等を受賞。

デフォルト・バイアス（注4）が現れます。ナッジだけでは、この二つのバイアスを同時に取り除くことは容易ではありません。こうして、「分かっていても変えられない」という現象が起きるのです。このような理由で、単純なナッジだけの効果には残念ながら限界があります。では、どうすればよいのでしょうか。行動経済学者のなかには、ナッジに金銭的インセンティブを組み合わせるのが有効だとする考え方があります。ある行動が生む価値について情報提供することで認知バイアスをなくし、さらに金銭的インセンティブによって、デフォルト・バイアスを乗り越えさせることができます。この2種類の働きかけによって、初めて人間は納得したうえで行動を変えられるのではないかでしょうか。

また、上記とは異なるアプローチとして、一人ひとりに合わせて適切なナッジを行うことによって、行動を変えることが可能ではないかとも考えられます。人間には、人によってそれぞれ異なる「心の癖」があります。医学の世界では、遺伝子情報に基づいて、一人ひとりにきめ細かく合わせた治療を行つ「プレシジョン・メディシン」という手法があります。同様に、一人ひとりの心の癖に合わせて行動アドバイスをする「プレシジョン・ナッジ」というものが可能ではないでしょうか。そうしたプレシジョン・ナッジを行うためには、膨大な行動データが必要となります。しかし、課題も指摘されています。インターネットの発展に伴い、個人情報を大規模に集めるプラットフォーム企業では、一人ひとりに対して個別化されたプレシジョン・ナッジを提供することが可能でしょう。こうした時代に、ナッジは、われわれの選択のための自発的学習を妨げるなどの新たな問題を生みかねないこともあります。また、プレシジョン・ナッジが、プライバシーを侵害する重大な懸念があります。とはいえ、ナッジは、好みと好まずるとに関わらず、ますます利用されるだろうと、サンスティーンは予想しています（参考文献[4]）。ナッジの未来から目が離せません。

ティ、田緑恵子(訳)『賢い組織は「みんな」で決める:リーダーのための行動科学入門』エヌティティ出版、2016年

脚注

- (注1) 人間行動の一般法則を体系的に究明しようとする新しい科学分野。
- (注2) 人が意思決定や判断を下すときに、合意的・論理的に決めるのではなく、直感で素早く決定する方法。
- (注3) 行動や現状などを変えるときに発生する、心理的・物理的な障害（お金、時間、労力、心理的抵抗など）。
- (注4) 人は選択する際に、デフォルト（初期設定）に固執する傾向にある。

参考文献

- [1] Kerr, D.A. et al. (2016) "The connecting health and technology study," International Journal of Behavioral Nutrition and Physical Activity 13:52
- [2] Chapman, G.B. et al. (2016) "Goals and social comparisons promote walking behavior" Medical Decision Making 36:472-478
- [3] 石原卓典、富塚太郎、依田高典、(2016)「情報提供と社会的比較による活動量の行動変容：けいはんな学研都市におけるフィールド実験」京都大学大学院経済学研究科ディスカッションペーパー J-16-002
- [4] キャス・サンステイン、リード・ヘイス

そこが知りたい くらしの金融知識

どんな点に注意すべき? シングル世帯の人生設計

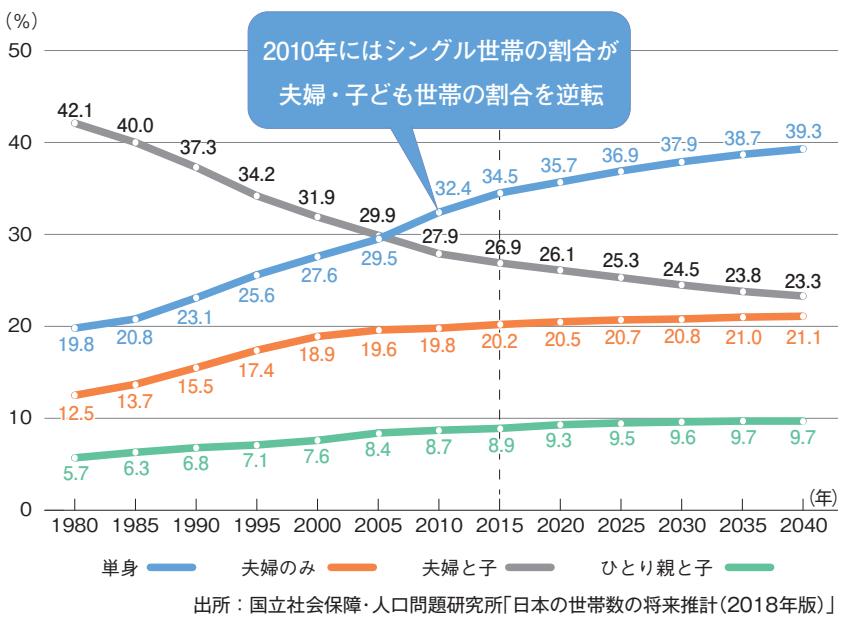
安定した人生を歩むには、道するべとなる人生設計が欠かせません。しかし、人生設計に関する情報の多くは、夫婦と子どもで構成される従来型の家族像をベースにしています。1人で生活する、いわゆる「おひとりさま」の人生にはどのようなリスクが潜んでいるのでしょうか? シングル世帯特有の注意点とその備えを解説します。

シングル世帯が 夫婦・子ども世帯を逆転

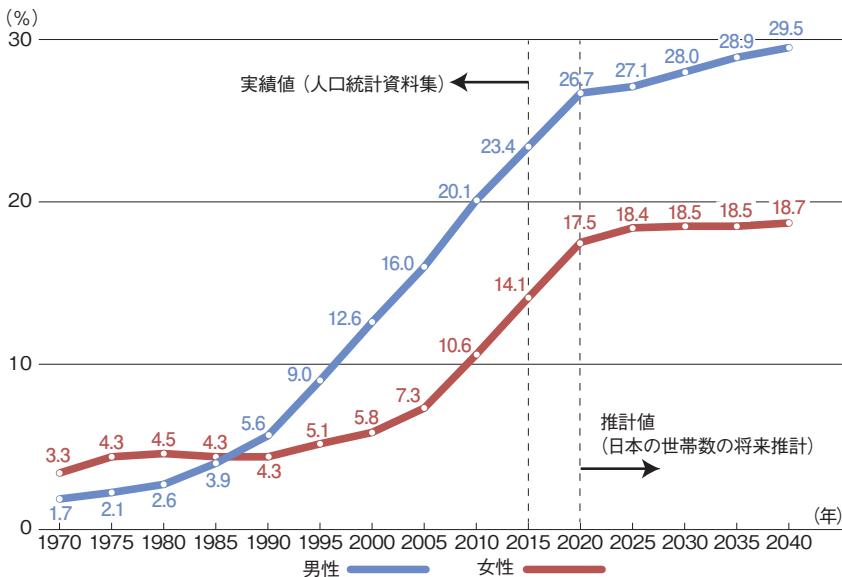
「おひとりさま」という言葉はすっかり世間に定着した感がありますが、その割合は増加傾向にあります。2010年にちは、シングル世帯が、それまで日本の主流だった夫婦・子ども世帯を逆転しました【図表1】。

背景の一つには、結婚しない人の増加が挙げられます。厚生労働省「平成29年版厚生労働白書」によれば、50歳までに一度も結婚したことがない人の割合は、1985年に男性3.9%、女性4.3%でしたが、2015年には男性23.4%、女性14.1%に跳ね上がっています【図表2】。さらに25年後の2040年には、男性29.5%、女性18.7%と、シングル世帯の増加には今後ますます拍車がかかると見込まれています。

【図表1】単身(シングル)世帯と核家族世帯の割合(2015年以降は推計)



【図表2】50歳時未婚割合の推移(2020年以降は推計)



出所: 1970年から2015年までは各年の国勢調査に基づく実績値(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」)

2020(平成32)年以降は推計値(「日本の世帯数の将来推計(全国推計2018年推計)」を基に内閣府作成)であり、2015年の国勢調査を基に推計を行ったもの。

注: 45~49歳の未婚率と50~54歳の未婚率の平均である。



それではこのようなシングル世帯の人生の場合、どのような点に注意し、どのような備えをすればよいのでしょうか。「老後資金」、「病気・ケガ」、「介護」、「住まい」、「終活」の順に解説していきましょう。

【図表3】高齢の単身(シングル)世帯、夫婦世帯の1カ月の家計収支状況

	高齢単身無職世帯 (60歳以上)	高齢夫婦無職世帯 (夫65歳以上、妻60歳以上)
A. 収入	114,027円	209,198円
B. 支出	154,742円	263,717円
(うち食費)	35,418円	64,444円
(うち住居費)	14,538円	13,656円
(うち光熱・水道費)	12,989円	19,267円
不足額(A-B)	40,715円	54,519円

出所：総務省「家計調査報告[家計収支編](2017年)」

シングル世帯でも 老後資金が半分で 済むわけではない

シングル世帯では、どれほど老後資金をまわす「老後資金」です。シングル、夫婦世帯問わず大きな悩みとなります。シングル世帯では、どれほど老後資金を

用意すればよいのでしょうか。

総務省の家計調査(2017年)によれば、60歳以上の単身無職世帯の毎月の支出は15万4742円です【図表3】。

一方、収入は、就労収入がベースとなる現役世代と異なり、公的年金をメインとした11万4027円で、約4万円の不足となります。これに対し、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦無職世帯の場合、支出は26万3717円、収入は20万9198円で、約5万5000円の不足になります。

さらに現在、公的年金の給付は65歳以上が原則になりますので、60歳に定年退職した場合、5年間の無年金期間が発生します。この期間中の収入がゼロだとすると、1カ月の支出が約15万円のシングル世帯の場合は5年間分として900万円、1カ月分の支出が約26万円の夫婦世帯の場合、5年間分として1560万円の生活費を用意する必要があります。

さらに90歳まで生きると仮定して、これまでに25年間の不足分を加えると、シングル世帯で2100万円、夫婦世帯で3200万円になります。加えて、万一の病気やケガに備えて300万円、介護費用として300万円を用意した場合、シングル世帯で2700万円、夫婦世帯で3800万円の老後資金を確保する必要がある計算となります。シングル世帯はひとり身のため、夫婦世帯の半分の蓄えで十分賄えるのではと思われるかもしれません、光熱・水道費や住居費などの支

出が半分になるわけではないため、実際には、相応の資金が必要となります。

また、現役時代の収入や加入期間の差から、一般的に、女性は男性よりも年金給付額が少ない傾向にある点は、注意が必要です。厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況(2018年度版)」によると、国民年金の平均月額では男性の5万8754円に対して、女性は5万3013円です。厚生年金では男性の16万5668円に対して、女性は

10万3026円です。

ただし、ここで挙げた数値はあくまでも平均値です。支出や年金給付額は人によって大きく異なるため、この点も十分に考慮して将来の老後資金を蓄えておきましょう。

定年退職後の 就労収入や 運用収入が 大きな助けに

現在の自分の収入では目標の貯蓄額を貯めるのは難しいという人もいるでしょう。健康で働けるのであれば、定年退職後に再就職することも考えられます。60歳から65歳まで働けば無年金期間の補てんになり、その分目標

ます。もちろん生涯現役で働く選択肢もあるでしょう。収入が増えれば増えるだけお金の心配が減りますし、それだけゆとりある生活を送ることができます。

また、資産運用で老後資金を準備する方法もあります。昨今は、国としても、「iDeCo(個人型確定拠出年金)」や「つみたてNISA」といった税制優遇制度を用意し、長期的な資産形成を後押ししているので、活用を検討してみてもよいでしょう【図表4】。

【図表4】iDeCoとつみたてNISAの違い

	iDeCo				つみたてNISA
対象者	自営業者	専業主婦	会社員	公務員	20歳以上の居住者
非課税投資限度額(年)	81.6万円	27.6万円	14.4万円 (※1)	14.4万円	40万円
非課税期間	運用期間を通して非課税(最長70歳まで)				最長20年
利用できる金融機関	銀行・証券会社・保険会社				銀行・証券会社
投資対象商品	定期預金・保険・投資信託				一定の条件を満たした株式投資信託およびETF
払出し制限	60歳まで(※2)				なし
税制上のメリット	掛金全額が所得控除 運用益が非課税 受給時の退職所得控除、公的年金等控除				運用益が非課税

※1 企業年金などに加入していない場合、年間拠出額は27万6,000円。企業年金等のうち企業型DCのみに加入している場合、年間拠出額は24万円。

※2 一定の要件を満たした場合、脱退一時金の受取りが可能。

出所：金融庁などの資料を基に監修者作成



iDeCoは、掛金を60歳になるまで積立・運用し、原則60歳以降に、保有する金融商品を換金して受け取るもので、運用益が非課税となるだけなく、掛金全額が所得控除の対象となります。つまり、投資した年の所得税が軽減されます。

60歳以降に一時金として受け取ったときの「退職所得控除」、年金として受け取ったときの「公的年金等控除」という二つの税優遇がありますが、控除額は、退職金や勤続年数（「退職所得控除」の場合）、公的年金と合わせた年間の年金収入額（「公的年金等控除」の場合）によって異なりますので、確認が必要です（控除額の計算方法は国税庁WEBサイト参照）。

一方のつみたてNISAは、2018年1月にスタートした制度です。専用の非課税口座で購入した金融商品の運用益（分配金や売却益）が非課税になります。すでに2014年に同じ非課税メリ

ツトのあるNISAがスタートしていますが、このつみたてNISAは、その名の通り、積立てでじっくり資産形成しようという人向けに新たに設けられました。年間120万円まで投資できるNISAとなりますが、その分非課税期間は、5年間のNISAより長い20年間になります。

「病気・ケガ」への備え まずは公的制度を基本に

次に「病気・ケガ」への備えです。夫婦世帯であれば、夫婦の一方が病気やケガによって働けなくなつた場合、もう一方が働くことができますが、シングル世帯ではそうともいかない恐れもあります。医療費負担や休業による収入減は、基本的にはすべて自分でカバーしなければなりませんし、身の回りの世話をヘルパーなどに依頼せざるを得ないケースも考えられます。夫婦世帯に比べて、より万一の病気やケガへの資金的な備えが重要になります。

このうち入院・治療による医療費負担に関しては、仮に病気によつて入院したときに1ヶ月（1日から末日まで）の医療費が上限額を超えた分は、健康保険から還付される「高額療養費制度」があります。例えば、年齢が70歳未満で年収約370万～約770万円の人が100万円の医療費を使ったとしても、3割の自己負担分として30万円を窓口で支払いますが、高額療養費が支給された後の自己

検討することも考えられます。
休業による収入減に関しては、会社員（健康保険の加入者）の場合、一定の条件を満たせば、給与の3分の2の額を傷病手当金として、最長で1年6ヶ月間受け取ることができます。

しかし、自営業やフリーランスの人が加入する国民健康保険には傷病手当金制度がありません。また、傷病手当金制度がある会社員の人でも、それだけではいざというときの保障が心細いと思うのであれば、民間の保険商品で病気やケガで働けなくなつたときに備える「就業不能保険」を検討する余地があります。

なお、シングル世帯で難しいのが、保険の見直しです。夫婦と子ども世帯であれば、結婚や出産、子どもの進学などのライフイベントが加入している保険商品を見直すきっかけとなりますが、シングル世帯ではそのようなタイミングがあまりありません。

ただ、保険は、最新の医療事情や社会ニーズに合わせた新商品が年々発売されますので、10年程度を区切りに保険商品を見直してみてはいかがでしょうか。自分のライフスタイルや保険に求める考え方が変わつていて可能性もあるので、保障内容がその時点での自分のニーズに合つてゐるか考えましょう。保険は入りつ放しで内容を忘れてしまいがちです。どんな保険に入つていてるのか確認するだけでも、いざというときに慌てずに済みます。

【図表5】高額療養費制度の年収区分とひと月の上限額（69歳以下の人の）

適用区分	ひと月の上限額（世帯ごと）
年収約1,160万円～	25万2,600円+（医療費－84万2,000円）×1%
年収約770万～約1,160万円	16万7,400円+（医療費－55万8,000円）×1%
年収約370万～約770万円	8万100円+（医療費－26万7,000円）×1%
～年収約370万円	5万7,600円
住民税非課税者	3万5,400円

※一つの医療機関などでの自己負担（院外処方代を含む）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69歳以下の場合は2万1,000円以上であることが必要）を合算することができる。この合算額が上限額を超えると高額療養費の支給対象となる。

出所：厚生労働省

表5。

負担額は8万7430円で済むのです

【図

とはいって、保険適用外の医療費（入院料金は8万7430円で済むのです）
と、このうち入院・治療による医療費負担に関しては、仮に病気によつて入院したときに1ヶ月（1日から末日まで）の医療費が上限額を超えた分は、健康保険から還付される「高額療養費制度」があります。例えば、年齢が70歳未満で年収約370万～約770万円の人が100万円の医療費を使ったとしても、3割の自己負担分として30万円を窓口で支払いますが、高額療養費が支給された後の自己

が難しければ、民間の医療保険の活用を検討することも考えられます。
休業による収入減に関しては、会社員（健康保険の加入者）の場合、一定の条件を満たせば、給与の3分の2の額を傷病手当金として、最長で1年6ヶ月間受け取ることができます。

しかし、自営業やフリーランスの人が加入する国民健康保険には傷病手当金制度がありません。また、傷病手当金制度がある会社員の人でも、それだけではいざというときの保障が心細いと思うのであれば、民間の保険商品で病気やケガで働けなくなつたときに備える「就業不能保険」を検討する余地があります。

なお、シングル世帯で難しいのが、保険の見直しです。夫婦と子ども世帯であれば、結婚や出産、子どもの進学などのライフイベントが加入している保険商品を見直すきっかけとなりますが、シングル世帯ではそのようなタイミングがあまりありません。

ただ、保険は、最新の医療事情や社会ニーズに合わせた新商品が年々発売されますので、10年程度を区切りに保険商品を見直してみてはいかがでしょうか。自分のライフスタイルや保険に求める考え方が変わつていて可能性もあるので、保障内容がその時点での自分のニーズに合つてゐるか考えましょう。保険は入りつ放しで内容を忘れてしまいがちです。どんな保険に入つていてるのか確認するだけでも、いざというときに慌てずに済みます。

公的介護保険制度、地域包括支援センターを活用

中高年になつて直面しやすいリスクには、親の「介護」もあります。事前に親が資金面の用意をしていたり、兄弟姉妹がいれば負担を分担することもできますが、「独り身だから身軽だろ」と、親の介護をお願いされる可能性も考えられます。

とくに問題なのが親の蓄えが十分でなかつたり、一人っ子のケースです。周りに親戚などがいればまだしも、頼る人がいない場合は1人で負担を背負いがちになります。病気やケガと同様に、公的な制度、サービスを活用するとよいでしょう。

急な親の介護で困ったときは、地域包括支援センターが強い味方になつてくれます。主に市区町村などの自治体が設置されています。主に市町村などから入居を断られたり、分野を生かして、さまざまな相談に乗ってくれます。

【図表6】要支援・要介護度別の身体状態の目安と自己負担額

	身体の状態（例）	1カ月あたりの支給限度額	自己負担額（1割）
要支援1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	50,030円	5,003円
要支援2	生活の一部について部分的に支援・介護を必要とする状態	104,730円	10,473円
	— 適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人は要支援2と認定される	166,920円	16,692円
要介護2	軽度の介護を必要とする状態	196,160円	19,616円
要介護3	中等度の介護を必要とする状態	269,310円	26,931円
要介護4	重度の介護を必要とする状態	308,060円	30,806円
要介護5	最重度の介護を必要とする状態	360,650円	36,065円

出所：生命保険文化センターの資料などを基に監修者作成

なかには、親の世話を仕事との両立が難しくなり、介護離職するケースもありますが、十分な蓄えもないままに介護離職してしまうと、自身の老後にも影響が出てきます。介護される親の希望や資産

住み替えがしやすい賃貸 持ち家は資産になる可能性

人が生きていこううえでは「住まい」も重要な要素です。一般的に、賃貸であれば住宅ローンの負担がないこと、退職や親の介護など、環境の変化に合わせてフレキシブルに住まいを替えられることなどがメリットとなります。

ただし、シングル世帯では、高齢になると、孤独死や家賃滞納のリスクから入居を断られたり、保証人がいないと入居できない物件もあります（保証人がいなければ住宅会社を利用したり、独立行政法人都市再生機構が管理する保証人不要のUR賃貸住宅の物件を検討する手もあります）。

安心してファイナーレを迎える 三つの生前対策で

最後が「終活」です。パートナーや子どもがいないシングル世帯の場合、安らかな人生のフィナーレを迎えるためには、自らの手で事前の準備をしておくと安心です。そんなシングル世帯が押さえておきたい生前対策を紹介します。

一方で、持ち家であれば、老後も住む場所に困ることはなさそうです。また、持ち家は資産になる可能性もあります。将来、介護施設の入居や住み替えをするのであれば、自宅の売却資金を入居一時金や住み替えの費用を充てることもできますし、借り上げ制度を活用して賃料収入を得る方法もあります。生涯住み続けるのではなく、売却の可能性もあるのであれば、売却しやすい立地の家を購入しましょう。例えば、駅から遠いなど、立地の悪い場所は売れない可能性もありますので物件選びは慎重にしましょう。

に充てることもできますし、借り上げ制度を活用して賃料収入を得る方法もあります。生涯住み続けるのではなく、売却の可能性もあるのであれば、売却しやすい立地の家を購入しましょう。例えば、駅から遠いなど、立地の悪い場所は売れない可能性もありますので物件選びは慎重にしましょう。

ただし、夫婦世帯と異なつて万の一のときに頼る人がいないため、借入金は無理のない範囲にとどめましょう。いざというときにも、買い手が見つからなければ売れませんし、不動産相場によつて購入価格よりも売却価格が大幅に下がる可能性もあります。

などを行つてもらいます。

もう一つは判断能力が衰えてから、本人や親族などが家庭裁判所に申し出て、後見人をつける「法定後見制度」です。どのような老後を過ごしたいのか、自分

の希望に沿つて財産管理などを行つてほしいのであれば、判断能力があるうちに自身の望む後見人に今後を託せる任意後見制度の方が向いているでしょう。

任意後見制度は、事務的な手続きや法

務局への登記手数料などにおよそ2万円の費用がかかるほか、司法書士や弁護士などが後見人になる場合は一般的に月額3～5万円程度の報酬がかかります。一方、法定後見制度は管理する財産額に応じて裁判所が後見人の報酬額を決定します。月額の基本報酬は2～6万円程度です。月額の報酬額を決定します。

二つ目は「死後事務委任契約」です。

成年後見制度は生前に利用するものになります。亡くなつた後の葬儀や埋葬、入院していた病院や介護施設の費用の支払い、行政への届け出などの事務手続きを代行してもらいます。【図表7】。

司法書士や行政書士に依頼する場合には、委任契約を結ぶ際の公正証書作成費用として、30万円ほどかかります。さらに依頼に応じた代行手数料も加えると、トータルで50万～100万円ほどかかるのが一般的です。

三つ目は「公正証書遺言」です。これらも死後の対策で、自分の財産を誰に託すかなどを決めておけます。相続人がいる人の財産は原則として国庫に納付されますが、遺言を残すことで希望する人に遺産を寄付することができます。これを遺贈といいます。遺贈する相手は、友人や相続人ではない親族のほか、学校やNPOなど公益団体にすることもできます。

そこが知りたい くらしの金融知識

監修：加藤梨里（かとう・りり）

ファイナンシャルプランナー（CFP®）、金融知識インストラクター、マネーステップオフィス株式会社代表取締役。保険会社、信託銀行を経て、ファイナンシャルプランナー会社にてマネーの相談、セミナー講師などを経験し、2014年に独立開業。くらしと健康にまつわるお金に関する相談、セミナー講師や雑誌取材、執筆を中心に活動。

これらの制度は、どれも自分の希望や自分に関わる手続きを人に託すものです。スムーズに進めるには、人の協力が欠かせません。日ごろから周りの人とのコミュニケーションを大切にすることで、何かあったときにすぐに異変に気付いてもらえる安心にもつながるでしょう。事前の準備や人との結びつきを持つことで、安心して人生のファイナーレを迎えることができるのではないかでしょうか。

『知るぽると』の刊行物

WEBサイトにも掲載しています。
<https://www.shiruporuto.jp/>

BOOK

中学生用金融教育教材 社会科(公民的分野)

私たち中学生で会社をつくる ー模擬起業体験を通して、経済の仕組みを学ぼうー

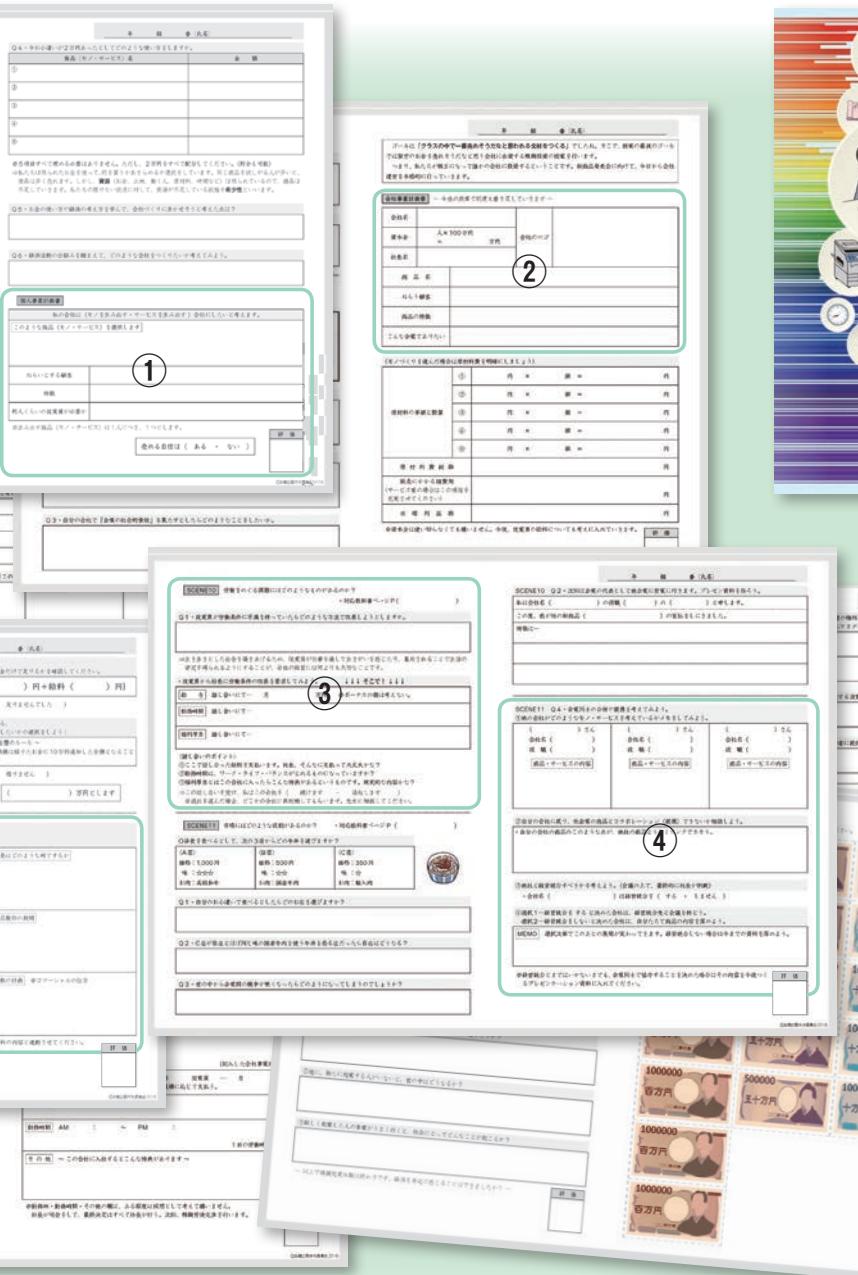
のご紹介

金融広報中央委員会では、中学生向けの金融教育教材として、2018年3月に「社会科(公民的分野)」と「技術・家庭科(家庭分野)」の教材を新しく作成しました。同教材は金融・経済の仕組みや適切な金銭管理、消費者被害防止についての理解を深めるとともに、実践的な力を身に付けることを目的としています。

新学習指導要領注では、中学校社会科(公民的分野)において、起業を通して金融の仕組みについて理解することが求められています。この社会科教材は、中学生が起業の模擬体験を通して、金融や経済の仕組みについての理解を深めることを目的としています。15時間の内容で、リアルな企業経営を意識して構成されています。授業のゴールは「クラスの中で一番売れそうだなと思われる会社をつくる」とこと。

それでは、具体的に内容をみていきましょう。

(注)中学校では、新学習指導要領に基づいた学習の移行期間が2018年度から開始され、2021年度から全面実施されます。



①個人事業計画書をつくる

まずは生徒一人ひとりが「起業」を考えます。自分がつくってみたい商品(モノ・サービス)の内容や価格を考え、「個人事業計画書」を作成します。

◆価格の果たす役割や、インフレ・デフレのときの価格変動についても併せて考えます。

②会社事業計画書をつくる

各々が考えた「起業内容（自分がつくりたい商品）」を発表します。周りの人の意見を聞き、「売れそうな会社」を見極めて、社長になるか従業員になるかを選択し、会社を設立します。社長以外の役職も決め、今後はこの役職に応じてグループで議論をしながら新商品を開発し、事業計画を作成します。ねらいとする客層や材料などの仕入れを考え、「会社事業計画書」を練り上げていきます。

◆株式会社の機能や企業に求められる社会的責任についても考えます。

③模擬労使交渉を行う

労働をめぐる課題や、労働の意義と労働者の権利について、労働条件の改善を従業員から社長に要求する「労使交渉」を通して考えます。

◆現代日本の労働や雇用に関する特色と

課題についても併せて考えます。

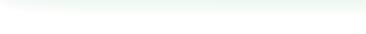
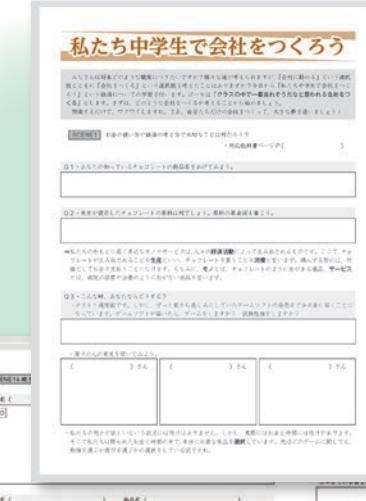
④他企業との合併や提携を模索する

企業間の競争が消費者に与える影響を理解し、企業間の競争に勝つための方法として、他社の考えている商品を知り、「企業合併」や「企業提携」について検討します。

⑤新商品説明会を実施する

それぞれの役割分担で「新商品説明会」に向けて準備をします。販売計画をしっかりと練り上げて「クラスの中で一番売れそうだなと思われる会社」をめざします。各企業のプレゼンテーションを聞いて、一番魅力的に感じた会社に模擬投資をします。投資額が多かった会社と自分の会社を比較し、模擬投資の結果を振り返ります。

◆收支分析が「企業会計」の基本であり、企業・投資家・株式市場にとって重要であることを認識します。



このほかにも、「私たち中学生で会社をつくろう」では、お金の使い方や経済の考え方で大切なこと、価格の決め方、消費者の権利を守るために大切なことなど、さまざまな点から経済の仕組みを理解し、それを模擬的な企業経営に役立たせるよう工夫しています。各ワークシートは、学校の先生方に自由に加工してご利用いただけるよう、Wordおよび一太郎形式のファイルも当委員会WEBサイト（「知るぽると」<https://www.shiruporuto.jp/>）に掲載しています。教員用の「指導書」は、導入、展開、まとめが分かりやすく解説され、単元の目標や学習の評価方法のほか、指導計画なども掲載しています。学校での金融教育にぜひご活用ください。

授業などでご活用いただける場合は、本教材を無償でお送りいたします。
郵便番号、住所、氏名、電話番号、希望部数、使用目的を記載のうえ、
(books@saveinfo.or.jp)宛にお申込みください。

※商品・サービスを販売し、収支決算まで行う「実際の起業体験を通して、経済の仕組みを学ぼう」を当委員会WEBサイト（「知るぽると」<https://www.shiruporuto.jp/>）で提供していますので、こちらもぜひご活用ください。

第15回 金融教育に関する小論文・実践報告コンクール表彰式

2018年12月26日、金融広報中央委員会は「第15回 金融教育に関する小論文・実践報告コンクール」の表彰式を都内会場にて開催しました。このコンクールは、毎年、全国の教育関係者の方々から金融教育に関する実践報告、研究結果、提言などを広く募集し、優秀な作品を表彰する催しです。本レポートでは、受賞作品の要旨および受賞者の方々からうかがった作品制作のきっかけや成果、今後の抱負などをご紹介します。

※ここで紹介した特賞・優秀賞・推奨実践事例賞の各受賞作品の全文は、「知るばるとWEBサイト」でご覧いただけます。
https://www.shiruporuto.jp/education/contest/container/concours_kyoin/2018/



前列左より：半沢一樹氏、小松純氏、郡司直孝氏、小宅ななみ氏、弓矢伸一氏、石井純子氏

審査員代表による講評



大杉 昭英氏
教職員支援機構
次世代教育推進
センター長

今回のコンクールでは、2018年および2017年3月末に告示された新学習指導要領に明記された「現代的な課題に対応するための資質・能力」や「教科横断的な学習の重視」、「社会に開かれた教育課程」といった観点が金融教育と一致することに着目した野心的な取り組みを報告した力強い作品が多数寄せられました。

特賞、優秀賞、推奨実践事例賞を受賞された皆さまの優れた作品が広く取り上げられ、金融教育への機運がより一層高まることを願っています。

開催挨拶



吉國 真一
金融広報中央委員会
会長

コンクールの狙いの1点目は、金融教育の発展に資する優秀な人材を発掘・紹介することです。2点目は、金融教育の必要性をより多くの方にご認識いただくとともに、教育関係者等に実践例としてご活用いただくことです。今回の入賞作品では、金融教育のありかたについて、多角的に考察し体系を構築しようとする取り組みや、現代社会の課題を取り上げ、新たな視点で工夫を凝らした金融教育の実践の報告がみられ、金融教育が質・量両面で着実に発展していることを確認しました。

受賞者の皆さまには、今後とも金融教育の一層の広がりに向けてご尽力いただきますようお願いいたします。

■コンクールの概要 & 受賞結果

主催	金融広報中央委員会
後援	金融庁、文部科学省、日本銀行
応募資格	幼稚園教諭・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・高等専修学校教員、教職課程在籍または教職を目指す大学生、大学院生、大学教官等研究者
今回の受賞結果	<p><小論文部門・実践報告部門></p> <p>特賞：1編（賞状/賞金30万円） 優秀賞：3編（賞状/賞金10万円） 奨励賞：6編（賞状/賞金3万円）</p> <p><研究校部門></p> <p>推奨実践事例賞：2編（賞状/賞金5万円）</p>

■第15回 最終審査員（敬称略）



大杉 昭英	教職員支援機構次世代教育推進センター長
神山 久美	山梨大学大学院准教授
河野 公子	聖徳大学大学院講師
松島 齊	東京大学大学院教授
向山 行雄	敬愛大学教授・教職センター長
内藤 誠吾	NHK制作局第1制作センター 経済・社会情報番組部長
中川 忍	日本銀行情報サービス局長
吉國 真一	金融広報中央委員会会長



特賞

郡司 直孝氏

北海道
北海道教育大学附属函館中学校教諭

金融教育の資質・能力を育むために 教科等横断的な金融教育が必要

本論文では、過去の本コンクールや金融広報中央委員会の取り組みの課題を克服するため、「教科等横断的な金融教育」を実現する手立てを提案しました。この提案を特賞として評価していただきたいことは、これから金融教育の方向性として「教科等横断」の視座が必要であるという強いメッセージであると感じています。

いわゆる「○○教育」が展開されるとき、多くが学習内容に基づいた教科の連携となっている現状がありますが、それでは、「○○教育」に関係のある教科だけの、内容だけの「横断」になってしまっています。教科等横断というからは、でakinならばすべての教科等が金融教育で育成を目指す資質・能力にアプローチできる手立てが開発されなくてはならないと考えていました。このための考え方として、中央教育審議会答申と新学習指導要領で「資質・能力」が示され、本校では資質・能力を教科等横断的に育成するための方策を研究し、執筆しました。

具体的な授業実践を蓄積し カリキュラム改善を目指す

論文では、「金融教育で育成を目指す資質・能力」を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・

人間性等」という三つの領域に整理して、カリキュラムを編成しました。この資質・能力のなかで、私が中学生に最も学んでほしいことは、「思考力・判断力・表現力等」のうち、「問題を発見・解決したり、

多様な人々と考えを伝え合つて合意形成を図ることを通して、課題解決に向けて合理的、主体的に考える」ことです。こ

の資質・能力は、汎用的な力であり、何より他者との関わりのなかで求められる大切な力です。これからは、経験や価値観が異なる他者と自分との間で合意を形成し、課題を解決することができます求められていくと思います。

カリキュラム表を提案するにあたつ

て、新学習指導要領の各教科の内容を整理しました。そして、各教科の内容はそれぞれの資質・能力の育成に向けることができるものなのか、他教科の教員と話し合い、意見をいたいたのですが、実技系の保健体育科が「知識・技能」にも「思考力・判断力・表現力等」にもコミニートできる部分が数多くあつた、ということに驚きました。

論文執筆の成果として、ほんの少しかもしれませんが、金融教育を教科等横断的に取り組んでいくための考え方や手立てを示せたのではないかと思っています。同時に、ほかの「○○教育」を展開するうえでも参考にしていただける部分があるのではないかと考えています。

今回ご提案したカリキュラム表は、実



●審査員の講評
現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力に注目して、金融教育全体のカリキュラムの枠組みをつくろうとした点が野心的で前向き、教科横断的な学習を重視する点は新学習指導要領の趣旨と合致しており金融教育を進めるうえで効果的、として高く評価されました。

小論文部門



優秀賞



小宅 ななみ氏
大阪府
大阪教育大学4年

受賞作品

電子マネーに焦点を当てた金銭管理教育

～中学校家庭科での授業提案に向けて～

作品概要

中学校技術・家庭科（家庭分野）の新学習指導要領解説では、キャッシュレス化に対応した金銭管理教育の必要性が明示された。筆者は、中学生を対象に電子マネーに関するアンケートを実施・分析し、中学1年生からの電子マネーの金銭管理教育や保護者との連携の必要性を述べている。

中学生の実態を調査し現実に即した教育を提案

「家庭科教育は日常生活の変化に敏感に適応しなければならない」と大学で教わり、お金の著しい変化あり、今回の調査を踏まえた授業を通して、その思いを伝えていきたいです。

学んでほしいのは、危険性を理解したうえで新しい物事をうまく使いこなすと工夫する力です。その力が、私の考える「生きる力」であり、今回も調査を通じて、その思いを伝えたいです。

●審査員の講評

家庭環境と金銭管理力の関係性が明らかになつたことが大きな成果です。

今後は調査結果を基に、教材作成および授業提案を行いたいと思います。お金に関する環境が変わつていなか、子どもたちに最も

実践報告部門



優秀賞



半沢 一樹氏
宮城県
りりぽっぷクラブ支援員・幼稚園教諭

受賞作品

学童によるミニ・ミュンヘン活動における金融教育～りりぽっぷクラブのミニ・ミュンヘン計画の実践報告～

作品概要

筆者の学園では、学童保育の小学生を対象に、遊びを仕事としてどうぞ、仮想通貨（模擬通貨）「ポップ」を稼ぎ、学園内のさまざまな店で使える「ミニ・ミュンヘン活動」を実施。活動を通じ、子どもたちが社会の仕組みやお金の流れ・仕事の楽しさを学んでいることが報告されている。

お金を稼ぎ、使う体験で大きく成長する子どもたち

子どもたちの「生きる力」を育み、自主性や主体性を持つ子になってほしいと思、活動に取り組んできました。

子どもたちの「自ら考え、

決定し、自ら行動し、周囲の人と協力しながら、達成していく」という過程が、自信へとつながったように思います。ふだんから主体的に挑戦し、リーダーシップやコミュニケーション能力の向上も見られました。

また、働く女性が増える

なかで学童クラブでの取

り組みは非常に重要な経験を通じて、物を大事にす

る心が格段に大きくなつたようになります。

今後は、活動の範囲を地域に広げ、施設や企業などと連携しながら、職業体験などを行つてみたいと考えています。

子どもたちの「自ら考え、

決定し、自ら行動し、周囲の人と協力しながら、達成していく」という過程が、自信へとつながったように思います。ふだんから主体的に挑戦し、リーダーシップやコミュニケーション能力の向上も見られました。

また、働く女性が増える

なかで学童クラブでの取

り組みは非常に重要な経験を通じて、物を大事にす

る心が格段に大きくなつたようになります。

今後は、活動の範囲を地域に広げ、施設や企業などと連携しながら、職業体験などを行つてみたいと考えています。

子どもたちの「自ら考え、

決定し、自ら行動し、周囲の人と協力しながら、達成していく」という過程が、自信へとつながったように思います。ふだんから主体的に挑戦し、リーダーシップやコミュニケーション能力の向上も見られました。

また、働く女性が増える

なかで学童クラブでの取

り組みは非常に重要な経験を通じて、物を大事にす

る心が格段に大きくなつたようになります。

今後は、活動の範囲を地域に広げ、施設や企業などと連携しながら、職業体験などを行つてみたいと考えています。

子どもたちの「自ら考え、

決定し、自ら行動し、周囲の人と協力しながら、達成していく」という過程が、自信へとつながったように思います。ふだんから主体的に挑戦し、リーダーシップやコミュニケーション能力の向上も見られました。

また、働く女性が増える

なかで学童クラブでの取

り組みは非常に重要な経験を通じて、物を大事にす

実践報告部門



優秀賞



小松 純氏
東京都
東京都立国際高等学校教諭

受賞作品

人生100年時代をどのように生きるのか、主体的なキャリアデザインの描き方

～「LIFE SHIFT」を題材とした金融経済教育の実践～

作品概要

書籍「LIFE SHIFT」を題材に、金融経済教育とキャリア教育の観点から、海外と日本の雇用・社会保障制度を比較する授業を実践。「日本型雇用慣行の現状と課題」「海外の労働環境との比較」「人生100年時代の生き方」の三つに着目し、日本でのライフ・シフトの可能性を考察した。

キャリアを主体的に考えさせ人生の指標や目的意識を得る

生徒たちの発表や論述が、メディアなどの情報をそのまま使ってしまうなど、自ら分析・考察する力

と課題を感じていました。

学校で学ぶ知識とメディアで発信されるような社会的事象を結びつける授業を行うことで、この課題が解決し、さらに生徒の生きる力の育成につながると考えていました。

授業実践終了後、「LIFE SHIFT」を借りる生徒が増えたなど、生徒の興味や関心に響いたようです。「人生の設計」というキャリア

人生100年時代と働き方改革という二つの重要な現代的課題を取り上げ、高校生に日本と海外の比較を交えつつ、社会保障、労働問題を学ばせる視点が非常によいとして評価されました。

●審査員の講評

人生100年時代と働き方改革という二つの重

要な現代的課題を取り上げ、高校生に日本と海外

の比較を交えつつ、社会

保障、労働問題を学ばせ

る視点が非常によいとし

て評価されました。

研究校部門

推奨実践事例賞



弓矢伸一氏
三重県立四日市商業高等学校教諭

受賞作品
グローバルな人材を育てる経済学教育
作品概要

筆者の高校で経済教育「ビジネス経済」が新たに導入され、教材探しから指導方法の摸索まで取り組んだ経緯をまとめたもの。経済史や経済理論を教えるために、「現代社会」の教科書やイラストを用いた自主教材を使用。ほかにも、大学教授の講演会、新聞や経済誌による学習などの取り組みが報告された。

三重県立四日市商業高等学校教諭

研究校部門

推奨実践事例賞



石井純子氏
香川県立高松市立林小学校教諭

受賞作品
自分らしい生き方を実践していく児童の育成
作品概要

子どもたちが将来へ進み出す原動力を育成するため、金銭教育を「未来をよりよく生きる力を育む教育」と幅広い概念でとらえ、教科指導だけでなく学校教育全体の活動において実践と研究を行った。その結果、子どもたちが学力面の成長だけでなく、生きる力を培つたことを報告している。

教材探しから指導方法まで

ゼロから出発した

経済学教育

2015年度、具体的な経済事象を経済理論と関連づけて考察するための能⼒と態度を育む「ビジネス経済」が商業科の新科目になりました。指導法や教材はゼロから開発し、アダム・スミス、マルクス、ケインズの3人の経済理論を分かりやすくイラストで説明した教材を自主制作したり、新聞やインターネットを活用した学習などを実践しました。こうした金融経済教育の

相乗効果もあり、2016年に、全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」三重大会で、男子ペアが初優勝しました。

子どもたちの変化を生んだ授業の見直しと実践

2016年度の県の調査で、「将来の夢や目標を持つている」と答えた本校児童の割合が県平均より低かったため、キャリア教育の視点でも授業づくりを見直し、2年間にわたり実践しました。

例えば、5年生の家庭科

が23%も増えました。

身の回りにあるものや人に対して、子どもたちの見方や考え方があわり、

2018年度の県の調査における冒頭の質問で、本校は県平均よりも高い結果となりました。今後も、学校教育全体をキャリア教育の観点から分析・教材化していきます。

【実践報告部門】

■大学生を対象とする金利に関する金融教育
—数学的モデリングの過程を活用して—
　　太田直樹（広島県福山市立大学講師）

■金融経済教育およびLayeringがもたらす国民とのコミュニケーションの改善
—学生へのアンケート調査に基づく検証—
　　北野友士（大阪府桃山学院大学准教授）
　　西尾圭一郎（愛知県愛知教育大学准教授）
　　松浦義昭（石川県金沢大学専任講師）
　　小山内幸治（滋賀県滋賀短期大学教授）

奨励賞 受賞者＆作品（敬称略）

【小論文部門】

■企業のコンプライアンスから考える金融教育の視点—企業を学ぶ意味
　　一ノ瀬藤明（栃木県佐野日本大学中等教育学校教諭）

●審査員の講評
　　学校を挙げて取り組んでいる点や社会の各方面の取り組みを利用して成果を上げている点などが高く評価されました。
こうした金融経済教育の

●審査員の講評
　　「ありがとう」が回って世の中がよくなっていく流れで学習することで、「自分の身近なこと」とどろえ るようになりました。また、栄養教諭と連携して栄養バランスを学び、給食を残さず食べていると答えた生徒

■先生・児童・講師、皆が豊かになる金融教育
　　「ありがとう」が回って世の中がよくなっていく全教科における取り組みのなかで、担当の家庭科における実践を丁寧に紹介している点が高く評価されました。
次回の「第16回 金融教育に関する小論文・実践報告コンクール」は、2019年6月ごろ募集開始予定です。

他人事ではない多重債務問題。 その現状と要因、対策を知り、 自分らしい豊かな暮らしを考えよう

このコーナーでは、全国で活躍している金融広報アドバイザーによる誌上セミナーを行います。今回のテーマは「多重債務」。消費生活センターで多重債務問題に取り組んでいる熊崎明子アドバイザーに、近年の多重債務問題の状況と陥る要因、多重債務に陥らないための対策についてお話ししてもらいます。

第17回
講師：熊崎明子
東京都金融広報アドバイザー

法改正で多重債務者は減少 債務状況に変化が

消費者金融やクレジットカード会社など、複数の業者から借金していることを多重債務といい、その借金の返済が困難になっている人を多重債務者といいます。2008年度には、消費生活センターへ寄せられた多重債務に関する相談件数が約9万5千件に上るなど、かつては多重債務者の増加が深刻な社会問題となりました【図表1】。多重債務問題を解決すべく、国が、改正貸金業法を2006年に制定し、2010年に完全施行したこともあり【図表2】、2017年度の相談件数は2008年度の3割以下まで減少しています。



生活のために多重債務に陥るのは、高齢化した資金計画が人生100年時代を迎えたことから崩れてしまい、急に必要になった高額な費用を自力で賄えず、やむなく借金をするケースも見られます。

また、銀行カードローンの貸付けが重債務者増加につながっているとの指摘もあります。銀行カードローンは、総量規制

で返済しきれない」、「借金の取立てがひどく日常生活を阻害している」といった実際、以前目立っていた「高額な利息

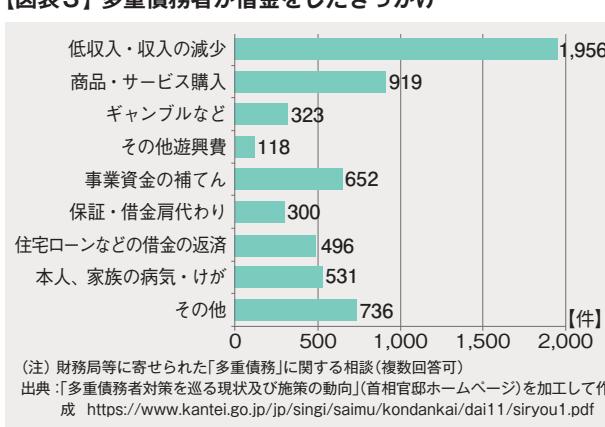
を見つからないこともあります。そのような状況で生活資金を一時的にせよ借りて貰うと、借金を返すために新たな借金をする「自転車操業」に陥ってしまうことがあります。実際、金融庁が行った、借金をしたきっかけのアンケート調査【図表3】では、「低収入・収入の減少」が最も多く、日々懸命に働いていても、どうにもならない事態が誰にでも起こり得ることが示唆されます。

【図表2】改正貸金業法の主な内容

- ①総量規制(借り過ぎ・貸し過ぎの防止)(注)
 - ・借入残高が年収の3分の1を超えると、新規借入れが不可
 - ・借入れ時に「年収を証明する書類」の提出が必要
- ②上限金利の引下げ
 - ・法定上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引下げ
- ③貸金業者に対する規制の強化
 - ・法令順守の助言・指導を行う国家資格を有する者の営業所への配置

(注) 貸金業者からの借入れに限り、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などではこの制限はありません。

【図表3】多重債務者が借金をしたきっかけ



だから大丈夫」という安心感を持つてしまうようです。数年前から銀行による自主的な規制は進んでいるようですが、借りる側でも自己防衛策を講じる必要があります。これはクレジットカードやフリーローンを利用する際も同様です。少なくとも、手数料や金利には関心を持つべきです。

多重債務に陥らないための留意点とは?

多重債務に陥らないためには、どのように留意すべきでしょうか。まずは、ふだんから家計管理で毎月の収入と支出のバランスを考えたうえで計画的にお金を使うように心がけ、返済計画の立たない借金をしないことが大切です。

しかし、災害や消費者トラブルなどの突発的なアクシデントや加齢に伴う状況変化など、一時的に多額の出費を要することもあります。そのような場合でも、安易に借金をするのではなく、まずは消

費生活センターや福祉の窓口に相談することです。お住いの地域の市区町村社会福祉協議会が窓口となる生活福祉資金貸付制度を利用できたり、消費者トラブルが解決できる場合もあります。私の経験上、「早期に誰かに相談する人」や「助言に耳を傾けることができる人」は、多重債務に陥りにくい傾向にあるようです。

また、国が進めているキャッシュレス化政策により、クレジットカードや電子マネーの利用者がますます増えていくと推測できます。これらは便利な半面、「目に見えないお金」の特性により、お金を使い過ぎる可能性や、全体的な家計把握が難しいなどの問題点も指摘できます。多重債務に陥らないためにも、家計管理の重要性がさらに増していくでしょう。

債務の額に関係なく 解決策は必ず存在!

多重債務を解決するための対処法は、

債務者の状況によって異なりますが、どんな状況でも必ず解決策はあります。ご自身だけでは解決策が分からなくても、行政の窓口に相談すれば、解決のために努力してくれます。どこに相談したらよいか分からなければ、都道府県や地方自治体の多重債務相談窓口、消費生活センター、社会福祉協議会や社会福祉法人などが運営する自立相談支援窓口へ相談することをお勧めします【図表4】。

例えば、消費生活センターでは、相談員が相談者の問題を総合的に整理・分析し、問題解決に向けた具体的な助言や情報の提供を行います。また、自立相談支援窓口では生活困窮者自立支援法に基づき、家計再建支援や就労支援などの相談にも応じてくれます。どの窓口でも、法的機関や社会福祉機関などの各種専門機関と連携しており、必要な場合には日本司法支援センター（法テラス）や弁護士を紹介し、債務整理の支援なども得られるよう助力しています。

年齢の18歳への引下げが決まった現在、このような教育が充実し、「一人ひとりが自分らしい豊かな暮らしとは何か」を考えられるようになることを望みます。

さてはいますが、銀行カードローンのように規制の対象とならないケースもあります。過剰貸付けを防止するためのより実効性のある整備に期待したいところです。また、多重債務問題を無くすために非常に重要なことは金銭教育でしょう。子どもたちには、お金を稼ぐことと使うことの意味、資産形成の方法、消費者トラブルの知識などを教え、万一手帳にあつてしまった場合の解決策を、自分で考えられるようになる教育が必要だと思います。成年になる教育が必要だと思います。成年齢の18歳への引下げが決まった現在、このような教育が充実し、「一人ひとりが自分らしい豊かな暮らしとは何か」を考えられるようになることを望みます。

多重債務問題を無くすために 法の整備と金銭教育の充実が重要

多重債務防止のための法の整備は進ん



熊崎明子 くまざき・あきこ

消費生活センターでの相談業務を皮切りに、消費者教育、消費者情報分析業務、消費生活関連本作り、情報提供業務などに約40年間從事。福祉サービス評価にも従事し、若者から高齢者までの実体験を講座に活用。得意分野は、消費生活関連の各種契約問題、クレジット・ローン、悪質商法、若者・高齢者の生活設計など。

- ★低収入による生活費不足の借金が、多重債務のきっかけに。
★多重債務に陥った場合は、早期に相談窓口へ。
★多重債務問題を無くすための法の整備や金銭教育の充実に期待。

【図表4】
多重債務における主な相談機関&制度

①消費生活センター

多重債務のほか、消費者トラブルなど生活に関わるさまざまなトラブルの相談が可能。専門知識を持った相談員が助言や情報提供を行っている。

※ほとんどの都道府県では、消費生活センターを多重債務窓口としている。

問 消費者ホットライン

☎188（「いやや！」と覚える）

②日本司法支援センター（法テラス）

法的トラブル解決のための総合案内所。相談内容に適した相談窓口を案内してくれるほか、法制度や手続きの説明、無料法律相談が受けられる。弁護士等費用の立替制度がある。

問 法テラス・サポートダイヤル ☎0570-078374

③自立相談支援窓口

生活困窮者の相談窓口として、専門の支援員がほかの専門機関と連携しながら、住まい、家計の立て直し、就職、子どもの学習や進学などの支援を行っている。

問 都道府県および市の福祉担当部署や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOなど

④生活福祉資金貸付制度

低所得者、障がい者、高齢者などを対象として、無利子または低利で融資が受けられる公的な貸付制度。生活費や教育資金など、利用目的により借入れ限度額や返済期間が異なる。

問 お住いの地域の市区町村社会福祉協議会



第51回「おかねの作文」コンクール(中学生)(2018年)



主催：金融広報中央委員会
後援：金融庁、文部科学省、日本銀行、公益社団法人日本PTA全国協議会、
日本私立中学高等学校連合会



(左は金融広報中央委員会 吉國会長)

応募総数
2,554編



金融広報中央委員会会長賞
古泉 修行さん
新潟県 新潟大学教育学部附属新潟中学校 2年

金融広報中央委員会では、中学生や高校生に金融・経済への関心を高めていたただくことを目的として、毎年、作文・小論文コンクールを実施しています。厳正な審査の結果、2018年は次の方々が上位に入選されました。

全入賞者の氏名等および上位入賞作品は、知るぽるとWEBサイト (<https://www.shiruporuto.jp/>) でご覧いただけます。

中学生・高校生を対象とする作文・小論文コンクール入賞作品のご紹介

第16回「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール(2018年)



主催：金融広報中央委員会
後援：金融庁、文部科学省、日本銀行、全国公民科・社会科教育研究会、
公益財団法人全国商業高等学校協会、全国家庭科教育協会、
日本私立中学高等学校連合会



金融広報中央委員会会長賞
畠中 遥子さん
福岡県 福岡県立小倉高等学校 2年

応募総数
3,061編



金融広報中央委員会では、中学生や高校生に金融・経済への関心を高めていたただくことを目的として、毎年、作文・小論文コンクールを実施しています。厳正な審査の結果、2018年は次の方々が上位に入選されました。

全入賞者の氏名等および上位入賞作品は、知るぽるとWEBサイト (<https://www.shiruporuto.jp/>) でご覧いただけます。

特選入賞者(敬称略)

金融担当大臣賞 「暮らしやすさ」と「税」	杉浦 公祐 (鳥取県 鳥取県立倉吉東高等学校 1年)
文部科学大臣賞 平等な社会	平 真央 (東京都 東京都立国際高等学校 2年)
日本銀行総裁賞 起業という道	中村 生 (東京都 東京都立国際高等学校 2年)
全国公民科・社会科教育研究会会长賞 食から始める未来への投資	池内 陽 (愛媛県 愛媛県立松山西中等教育学校 4年)
金融広報中央委員会会長賞 四方よし	畠中 遥子 (福岡県 福岡県立小倉高等学校 2年)

※これらのコンクールは、2019年も実施(6月ごろ募集開始)予定です。多数のご応募をお待ちしております。

まなびや訪問

金融教育研究校・
金銭教育研究校
の紹介



講演会後の講師との記念撮影



「お小遣いゲーム(5年生)」の模様



内子町御祓地区の棚田風景



太陽の子のデザインと校舎



愛媛県 内子町立天神小学校

愛媛県内子町立天神小学校は、明治8年に開校した歴史ある学校です。学校のある天神小学校区は、手漉き和紙を使った大凧合戦で有名な五十崎地区、日本の棚田百選に選ばれた御祓地区など、伝統と豊かな自然に囲まれています。

本校は2018年度から2年間、愛媛県金融広報委員会から

金銭教育研究校の委嘱を受け

ています。「ものやお金、人や自然(資源)を大切にし、進んで働く心豊かな児童を育てる」をテーマに研究を進め、2018年度は『金融教育プログラム(全面改定版)』を参考にして低・中・高学年と発達段階に即した目標を立て実践しました。

1年生では壊れたり持ち主が分からなくなったりした文房具などをお金(模型)に換えることで、物やお金の価値を知り、持ち物を大切にする姿勢を身に付けました。4年生では身近な「ゴミ問題」をテーマに、ゴミを減らしたり、使った物を再利用したりする具体的な方

法を考え発表し合ひいじで、資源を大切にすることへの意欲を高めました。5・6年生では「お小遣いゲーム」をする」と申にはさまざまな視点があること、計画的にお金を使うことの大切さに気づくことができました。

参観日には全学年で金融教育授業を公開するとともに、テレビ番組でもおなじみの弁護士を招き、「子どものお小遣いにまつわる法律」と題した講演会を行いました。児童の学びはもちろんのこと、保護者や地域の方々の理解を得るよい機会にもなったのではないかと思います。

児童が将来充実した社会生活を送ることができるよう、金钱の流れや生産・消費などの仕組みを理解することはとても大切なことです。そのうえで、物やお金を大切に使う、勤労の意義を理解しながら働く、そんな児童の育成をめざして、今後も研究を進めたいと思います。

読者の皆さまの声をご紹介します。
ありがとうございます。(敬称略)

「わたしはダマサレナイ!!」が東京オリンピックが近々開催されるのに合わせたタイムリーな記事で良かった。東京オリンピックをセールストークにするトラブル防止に努めたいものです。

(新潟県・せいちゃん)です。

「教えて！ 知るぽると」の「積立は本当に有効？」を興味深く読みました。特に、値下がりをメリットに変える効果があるとの解説はわかりやすく、今後の参考になりました。じっくり淡淡と遊び続けることを学びました！ 一生「遊び」ですね。

(兵庫県・まあくん)



初めて読みましたが、内容も身近なことが多く、金融知識が増えました。介護生活は、お金が掛かるので、上手に公的な制度を利用したいですね。

(三重県・モモリン)

「わたしはダマサレナイ!!」は毎回しっかりと読ませて頂いてます。私は人の意見に左右されやすい性格なので多分ダマサレやすいと思います…しっかりと頭に入れときます!!

(和歌山県・ヤツちゃん)

でなかつたところ、現制度の概要を把握できました。まさに「目から鱗」です。

(福島県・万波憲一)

は、制度発足時に比べ、サービスメニューが増加し、また複雑になつており、なかなか、理解が容易ではありませんが、実際に制度を利用することで、安心して利用できるようになります。

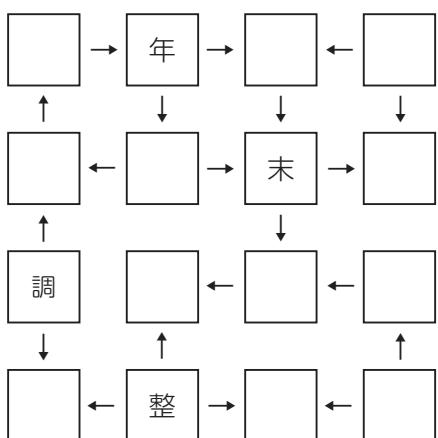
知るぽると 漢字矢印パズル

このパズルは、矢印の方向に読む2文字の熟語を作る問題です。

●例 融 ← 金 金融と読みます。

候補のなかから熟語を完成させる漢字を選んでください。
候補の漢字は1回しか使用できません。
選ばれずに残った漢字を組み合わせてできる熟語を答えてください。

●問題



●候補

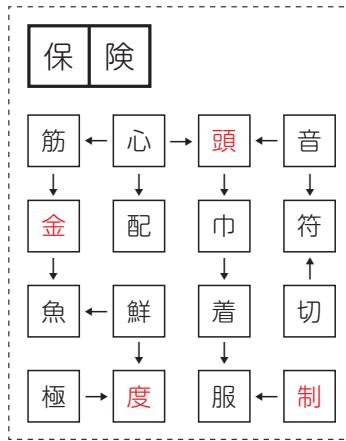
始	除	月	首	骨	原	自
尾	子	然	学	控	光	理

●残った漢字を組み合わせてできる熟語

※答えは次号掲載



<前号の答え>



<パズル作成> クイズパズル作家 かみふじこうじ

おたより募集中

「暮らし塾 きんゆう塾」では、皆さまのおたよりを募集します。パズルにお答えいただいたうえで、下記宛先までお送りください。2019年5月31日までにご意見をお寄せいただいた方のなかから、抽選(※1)で10名の方に、「日めくりカレンダー」をプレゼントします。さらに、おたより(※2)を本誌に掲載させていただいた方には、「知るぽると特製ボールペン(※3) & メモ帳」もプレゼントします。

(※1)当選者の発表は、プレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

(※2)掲載するおたよりについては、表記などを趣旨を変えない範囲で変更させていただく場合があります。

(※3)使い終わったお札の裁断片が入っています。

記入していただきたいこと

- ①本号で面白かった記事
- ②本号で「もう一工夫ほしい」と思った記事
- ③今後、取り上げてほしいと思うテーマ
- ④一言ご感想
- ⑤この広報誌を知ったきっかけまたは場所
- ⑥知るぽると漢字矢印パズルの答え(左記参照)
- ⑦ご住所・お名前・年代・電話番号
- ⑧「おたよりコーナー」への掲載希望の有無
ペンネーム(ペンネームでの掲載ご希望の場合)

*個人情報は、プレゼントの発送、誌面への掲載に関してのご連絡にのみ、使用させていただきます。

宛先

郵送：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行情報サービス局内

金融広報中央委員会「暮らし塾 きんゆう塾」担当宛

メール：info@saveinfo.or.jp

FAX：03-3510-1373

金融広報中央委員会「暮らし塾 きんゆう塾」担当宛

都道府県金融広報委員会一覧

委員会名	郵便番号	住 所	連絡先
北海道金融広報委員会	060-0001	札幌市中央区北1条西6-1-1	011-241-5314
青森県金融広報委員会	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9209
岩手県金融広報委員会	020-0021	盛岡市中央通1-2-3	019-624-3622
宮城県金融広報委員会	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2523
秋田県金融広報委員会	010-0921	秋田市大町2-3-35	018-824-7814
山形県金融広報委員会	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-3237
福島県金融広報委員会	960-8614	福島市本町6-24	024-521-6355
茨城県金融広報委員会	310-8639	水戸市南町2-5-5	029-224-2734
栃木県金融広報委員会	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2151
群馬県金融広報委員会	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2273
埼玉県金融広報委員会	333-0844	川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2F	048-261-0995
千葉県金融広報委員会	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-225-7141
東京都金融広報委員会	103-8660	中央区日本橋本石町2-1-1	03-3277-3788
神奈川県金融広報委員会	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	050-7506-1128
山梨県金融広報委員会	400-0032	甲府市中央1-11-31	055-227-2419
長野県金融広報委員会	380-0936	長野市岡田178-8	026-227-1296
新潟県金融広報委員会	951-8622	新潟市中央区寄居町344	025-223-8414
富山県金融広報委員会	930-0046	富山市堤町通り1-2-26	076-424-4471
石川県金融広報委員会	920-8678	金沢市香林坊2-3-28	076-223-9519
福井県金融広報委員会	910-8532	福井市順化1-3-3	0776-22-4495
岐阜県金融広報委員会	500-8570	岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県環境生活部県民生活課内	058-213-9257
静岡県金融広報委員会	420-8720	静岡市葵区金座町26-1	054-273-4112
愛知県金融広報委員会	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6603
三重県金融広報委員会	514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階	059-246-9002
滋賀県金融広報委員会	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3412
京都府金融広報委員会	604-0924	京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町535	075-212-5193
大阪府金融広報委員会	530-8660	大阪市北区中之島2-1-45	06-6206-7748
兵庫県金融広報委員会	650-0034	神戸市中央区京町81	078-334-1129
奈良県金融広報委員会	630-8122	奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階	0742-33-5454
和歌山県金融広報委員会	640-8319	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛8階	073-426-0298
鳥取県金融広報委員会	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7160
島根県金融広報委員会	690-8553	松江市母衣町55-3	0852-32-1509
岡山県金融広報委員会	700-8707	岡山市北区丸の内1-6-1	086-227-5128
広島県金融広報委員会	730-0011	広島市中区基町8-17	082-227-4268
山口県金融広報委員会	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2608
徳島県金融広報委員会	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2258
香川県金融広報委員会	760-0023	高松市寿町2-1-6	087-825-1104
愛媛県金融広報委員会	790-0003	松山市三番町4-10-2	089-933-6308
高知県金融広報委員会	780-0870	高知市本町3-3-43	088-822-0114
福岡県金融広報委員会	810-0001	福岡市中央区天神4-2-1	092-725-5518
佐賀県金融広報委員会	840-0815	佐賀市天神三丁目2-11 アバンセ3階	0952-25-7059
長崎県金融広報委員会	850-8645	長崎市炉粕町32	095-820-6112
熊本県金融広報委員会	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-383-2323
大分県金融広報委員会	870-0023	大分市長浜町2-13-20	097-533-9116
宮崎県金融広報委員会	880-0805	宮崎市橋通東4-3-5	0985-23-6241
鹿児島県金融広報委員会	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2544
沖縄県金融広報委員会	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2187



平成31年4月発行
編集・発行：金融広報中央委員会
編集協力：株式会社文化工房
©金融広報中央委員会
禁無断転載

編集後記

ストイックに自分を追い込み、演技に挑む内野聖陽さんのプロフェッショナルな姿勢に感銘を受けました。だからこそあれだけ幅広くいろいろな役柄を巧みに演じることが可能なのですね! 俳優と編集、まったく異なる世界ではありますが、よりよいものを追求したいという思いには通じる点も多いと思います。編集部でも、毎号、真剣勝負で「くらし塾 きんゆう塾」の誌面作りに取り組み、リアルに役立つ情報を皆さまにお届けしていきます。今後ともご期待ください!!

※本誌は全国の金融広報委員会でお配りしています。個人の方の定期購読は行っておりませんのでご了承ください。
※なお、既刊号全号をPDFファイル形式で「知るばると」WEBサイト上に掲載していますのでご利用ください。

<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/kurashijuku/>

『くらし塾 きんゆう塾』のバックナンバー

「**知るぽると**」のWEBサイトで

ご覧いただけます。

<https://www.shiruporuto.jp/>



vol.47 2019年[冬号]

インタビュー

石丸 幹二さん

教えて! 知るぽると

積立は本当に有効?

積立投資を効果的に実現するためのポイント

そこが知りたい くらしの金融知識

快適な介護生活を過ごすために、知っておくべきこと

金融教育の現場レポート

茨城県美浦村立木原小学校

児童たちによる起業体験。高い自主性と仲間を思いやる心を養う



vol.46 2018年[秋号]

インタビュー

夏井 いつきさん

教えて! 知るぽると

介護の相談、最寄りの地域包括支援センターや市区町村の窓口に

そこが知りたい くらしの金融知識

公的年金制度をきちんと知り、自分たちの老後に備えよう

金融教育の現場レポート

東京都立蒲田高等学校

リスクとリターンの関係を学ぶ。

現実の経済の動きを題材に資産運用を疑似体験



vol.45 2018年[夏号]

インタビュー

山村 紅葉さん

教えて! 知るぽると

保険はどこまで必要? 保険を検討する際のポイント

そこが知りたい くらしの金融知識

どうする? 高齢者にとっての住宅

安心して暮らし続けるために今できること

金融教育の現場レポート

横浜国立大学教育学部附属横浜中学校

生活に必要な金銭の流れを理解し、消費行動を見直そう

知るぽると

金融広報中央委員会
(事務局 日本銀行情報サービス局内)

金融広報中央委員会って?

おかねについての情報を、もっとくらしに役立ててほしい。

そのために必要な情報をわかりやすく届けたい。

そんな思いで活動しているのが、「**知るぽると**」の金融広報中央委員会。

日本銀行の中に事務局のある、中立・公正な団体です。

「**知るぽると**」は金融広報中央委員会の愛称です。

くらしに役立つ身近な知恵・知識の「港:Porto」「入り口」です。

知るぽると WEBサイト

<https://www.shiruporuto.jp/>

